

# 合意に基づく倒産処理と裁判所の関与

— フランス法の展開を中心に

東北大学大学院法学研究科 准教授(民事訴訟法) 宇野 瑛人

---

合意に基づく倒産処理と裁判所の関与

—フランス法の展開を中心に

I. はじめに

II. フランス法

1. フランス倒産処理制度の全体像
2. 合意に基づく倒産処理手続—特別受任者および勧解手続
  - (1) 総説
  - (2) 手続の開始
  - (3) 手続中の合意促進措置
  - (4) 合意の成立
  - (5) 合意の失敗と迅速保護手続

III. 日本法への示唆についての若干の検討

1. 合意に基づく倒産処理の法的規律
  - (1) 前提とする債務者の財産状態
  - (2) 合意の促進と裁判所の関与
2. 合意挫折時の受け皿手続
  - (1) 受け皿手続の構成と手続規律
  - (2) 受け皿手続の存在意義と私的自治

IV. おわりに

## I. はじめに

倒産処理手続を語る際、様々な分類法により議論の対象とする手続の特徴を明らかにする手法は一般的なものである。我が国においてしばしば取り上げられる分類法の1つに法的整理と私的整理の区別があり、倒産処理の在り方のカテゴリとして重要な区別を成してきている<sup>(1)</sup>。どちらかと言えば現状の倒産法学の議論の中心は法的整理、つまり破産法や民事再生法といった実定法上の規定の適用を受け、裁判所における手続の結果達成される倒産処理の方にある。実定法解釈論として展開することが難しかったこともあってか、当初私的整理は、若干の法的整理との隣接的問題を別にすれば<sup>(2)</sup>、直接の学術的な議論の対象となることは相対

的に多くはなく<sup>(3)</sup>、実務上の工夫、例えば各種ガイドラインや私的整理機関の発達を介して発展を遂げてきた。

他方で、私的整理には実務上の重要性があることが指摘され<sup>(4)</sup>、そのような視点からしばしば私的整理のいわゆる<sup>(5)</sup>多数決化といった私的整理の円滑化が説かれることとなった<sup>(6)</sup>。そうした試みは covid-19 による経済的影響を直接には契機とすると思われる<sup>(7)</sup>近時の政府内における議論<sup>(8)</sup>や、学説における私的整理と法的整理の統合ないし連携論<sup>(9)</sup>へと連なる。一連の議論は、私的整理が契約という法的手段を前提とすることから生ずる、ある1人の反対者の登場を理由とする挫折への合理的な対処の手段を模索することを重大な関心事の1つとするが<sup>(10)</sup>、

(1) 伊藤真『破産法・民事再生法 第5版』(有斐閣、2022) 48頁以下、山本和彦ほか『倒産法概説 第2版補訂版』(弘文堂、2015) 322頁以下 [水元宏典]、山本克己ほか『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012) 2頁以下 [山本克己]。

(2) 例えば、私的整理開始通知の支払停止該当性(及びその延長上の問題として、私的整理下での弁済等への否認権行使や私的整理と法的整理の競合時の問題)が代表例である。最判平成24・10・19判タ1384号130頁。

(3) 前掲註1各体系書も、紙面の大半を法的整理へ割く。

(4) 山本和彦ほか・前掲註1書327頁以下 [水元]。複数の長所が認められるが、一般的なADRと比べて特に目を惹くのは、手続の密行性確保とそれによる債務者事業の信用毀損防止が図られるという把握であろう。

(5) 「いわゆる」多数決化という表現をするのは、近時の議論(後掲註8各資料)が裁判所による認可決定を想定することからすると、これは私的整理を多数決によって処理しているのとは異なる実質を有するようと思われるからである(私的整理と法的倒産手続の対比につき、山本和彦ほか・前掲註1書322頁 [水元])。

(6) 山本和彦「多数決による事業再生ADR」NBL1059号31頁(2015)。

(7) covid-19の経済的影響に対する対応として、我が国においては法的整理の仕組みに改善を加えるよりも、裁判所外での利害関係人の私的自治下での行動をコントロールする方向性がまずは選択されたものと見得る(例えば、新型コロナ特例リスクスケジュール制度はそのような方向性を示す。その他にも、各種要請の発出といった手段(飲食店等のテナントの賃料の支払いにつき、[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000201.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html)。資金繰り支援につき、<https://www.meti.go.jp/speeches/danwa/2021/20210119.html>。いずれも最終閲覧日は2023年12月8日)も同様の方向性を示すものと言える。我が国におけるその時期の動向については、「緊急特集 新型コロナ問題に立ち向かう」債管169号4頁(2020)も参照。

(8) 主な公式の資料として、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(2023)特に50頁以下([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf))、「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」(2022)([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri\\_dai1/siryuu2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dai1/siryuu2.pdf))。いずれも最終閲覧日は2023年12月8日。

(9) 田頭章一「再建型私的整理手続と法的整理手続の『統合』試論」上智法学論集60巻3・4号137頁(2017)、山本研「私的整理と法的倒産手続の新たな連携(シンポジウム 倒産法の立法論的検討)」民訴68号119頁(2022)。

(10) 山本和・前掲註6論文、前掲註8方向性(案)1頁。

未だ議論が収束を見ることはなく<sup>(11)</sup>、立法の見通しも現状では固まっていないように見受けられる。

本稿の目的は、こうした近時の日本法の動きとも関連付けつつ、若干それよりは広い射程を伴う形で、合意に基づく倒産処理の手法とその理論的背景について、ささやかながら外国法の動向についての情報を付け加えることにある。既に、政府内での調査を含めて関連分野の外国法の動向が参照される機会が多くなってきている<sup>(12)</sup>が、本稿もそうした作業の一端を成す。

参照する外国法の候補はいくつかあり得るところであるが、本稿はフランス法を参照する。フランス法は、比較的早い段階から合意に基礎を置く倒産処理が制度上も発達してきた一方で、我が国における私的整理とは相当に異なって、裁判所が一定程度関与した上での合意をその主たる手段とし、またその方法に若干のグラデーションを伴う。そして、そのフランスにおいて、**covid-19** の影響や **EU** からの指令<sup>(13)</sup>をも背景に、近時これら制度が大きく改正されるに至っており、そうして出来上がった仕組みは日本法とは大きく異なる姿を形作るが故に、却って示唆に富むものとなっている。なお、一連のフラン

スの動向は、近時の日本法における動向（いわゆる多数決化とその周辺に関わる議論）をも含みつつ、より広い射程、すなわち、そもそも合意に基づいて倒産処理を行うということが、そしてその裏側として、裁判所の決定に基づいて倒産処理を行うということに、どのような意義が見出されるのかをも示唆する。この意味で、本稿は必ずしも近時の議論の焦点となっているいわゆる多数決化論に限定することなく、合意に基づく倒産処理一般をその射程に収める<sup>(14)</sup>。

以下では、フランス法の関連部分について可能な限りで紹介をし（Ⅱ）、紹介したフランス法の制度構築の在り方から何を読み取り得るのかを、必要に応じて日本法のこれまでの議論とも関連付けつつ検討する（Ⅲ）。

## Ⅱ. フランス法

フランス倒産法は、比較的改正の頻度が多い領域であり、これまでも何度か立法的決断の対象となってきた。本稿においてその全てを通覧することはできないが、近時の仕組みを理解するのに必要な範囲で言及しておけば、転換点となるのは **1985 年**<sup>(15)</sup>と

(11) 前掲註 8 の各政府資料を見る限りでは、立法の方向性としては私的整理下での債権者による多数決に裁判所の認可を組み合わせる方向性が主流と見られるが、学説上は全く迷いがないというわけではない。伊藤眞「法的整理が私的整理から学ぶもの、私的整理が法的整理から学ぶもの」NBL1245 号 5 頁（2023）、山本和彦「私的整理をめぐる近時の動向—私的整理と多数決：再論—」債管 180 号 100 頁（2023）参照。

(12) 「英独仏韓における多数決原理に基づく 倒産前手続（私的整理手続）に関する調査報告書（2022）」（[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/pdf/R3-Out-of-Court-Workouts.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/R3-Out-of-Court-Workouts.pdf)：最終閲覧日は 2023 年 12 月 8 日）。伊藤眞・前掲註 11 論文、山本和彦・前掲註 11 論文においてもドイツ法を中心に外国制度参照の試みがある。

(13) Directive (EU) 2019/1023 of the European parliament and of the council of 20 June 2019 on preventive restructuring frameworks, on discharge of debt and disqualifications, and on measures to increase the efficiency of procedures concerning restructuring, insolvency and discharge of debt, and amending Directive (EU) 2017/1132 (Directive on restructuring and insolvency). 以下本稿では、このテキストを単に「EU 指令」とする場合がある。

(14) 後にコメントを付す通り（Ⅲ2 (2)）、筆者は、いわゆる多数決化論自体、合意に基づく倒産処理そのものについての一定の認識を獲得した上で論じられるべき事柄であると考えており、本稿の議論の対象の設定もそうした問題意識を反映したものである。

(15) Loi, n° 85-98 du 25 janvier 1985. 後の 2005 年法の制定前において、1994 年にも若

2005 年<sup>(16)</sup>の 2 度の大きな立法である(以下、これらをそれぞれ「1985 年法」、「2005 年法」とする)。1985 年法により、フランス倒産処理法はそれまでの集団的な債務弁済の為の⼿続から、事業の再建を目的とする⼿続として位置付け直されることとなり<sup>(17)</sup>、再建型の法的整理に相当する⼿続もこの際に初めて本格的に整備された。もっとも、1985 年法下の制度は十分に企業の再建を実現することができなかつた為、その反省も踏まえつつ 2005 年法によって大きな改正の対象となった<sup>(18)</sup>。2005 年法の基本線は、支払停止(cessation des paiements)前の債務者が利用可能な、債務者にとって有利な⼿続を整備することにより、可及的早期に倒産処理⼿続の申立てがなされるよう誘導することにあつた<sup>(19)</sup>。その後もフランス倒産

法は何度かの改正を経ており<sup>(20)</sup>、近時も特に covid-19 の影響をきっかけに<sup>(21)</sup>、あるいは EU 指令の実行を主目的として<sup>(22)</sup>、改正がなされているが、現在の仕組みは基本的には 2005 年法の体制を維持しており、その発展形としての位置づけを与えられよう。本稿も、基本的にはこうした経緯を経た現在の仕組みを通覧することを目的とする<sup>(23)</sup>。

一連の動向は、本稿がその主たるターゲットとする合意に基づく倒産処理の仕組みにも大きな立法的・理論的な影響を与えている(2)。もっとも、その検討の前に、合意に基づく倒産処理を含む、倒産処理法制全体の仕組みを把握しておくこと(1)が、前者の仕組みの位置づけを理解する上でも有益であるように思われる。

干大きめの改正を経ている(Loi, n° 94-475 du 10 juin 1994)が、一般には 2005 年法ほどの変化をもたらしたとは捉えられていない。

<sup>(16)</sup> Loi, n° 2005-845 du 26 juillet 2005.

<sup>(17)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *infra* note 23, n° 41 et s.

<sup>(18)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *infra* note 23, n° 58.

<sup>(19)</sup> この点については、山本和彦「フランス倒産法制の近時の展開 迅速金融再生⼿続(sauvegarde financière accélérée)を中心に」本間靖規ほか編『民事⼿続法の比較法的・歴史的研究 河野正憲先生古稀祝賀』501 頁(大学図書、2014)519 頁以下も参照。

<sup>(20)</sup> Not. ord., n° 2008-1345 du 18 déc. 2008 (以下、「2008 年オールドナンス」とする) ; Loi, n° 2010-1249 du 22 oct. 2010 (以下、「2010 年法」とする) ; Ord., n° 2014-326 du 12 mars 2014 (以下、「2014 年オールドナンス」とする)。2010 年法による改正については、山本和・前掲註 19 論文に詳しい。また、2014 年オールドナンス下(2016 年時点)でなされたフランス法の紹介の邦語訳として、マリー=エレヌ・モンセリエ=ボン(荻野奈緒・齋藤由起共訳)「フランス倒産法概説(1)~(3・完)」阪大法学 65 巻 4 号 1119 頁(2015)、同 5 号 1283 頁(2016)、同 6 号 1449 頁(2016)がある。2019 年時点においても、拙稿・後掲註 60 論文 1484 頁以下で主に法的整理に関して極めて簡単にではあるが概観を試みた。

<sup>(21)</sup> Ord. n° 2020-341 du 27 mars 2020 ; Ord. n° 2020-596 du 20 mai 2020 ; Ord. n° 2020-1443 du 25 novembre 2020 (以下、それぞれを「2020 年 3 月/5 月/11 月オールドナンス」あるいは総称して「2020 年各オールドナンス」とする)。これらのごく簡単な紹介として、拙稿「立法紹介」日仏法学 31 号 99 頁以下(2021)。

<sup>(22)</sup> Ord., n° 2021-1193 du septembre 2021 (以下、「2021 年オールドナンス」とする) ; Décr. n° 2021-1218 du 23 septembre 2021. この改正のごく簡単な紹介として、拙稿「立法紹介」日仏法学 32 号 236 頁以下(2023)。なお、本稿はそこにおいて紹介を断念した事柄を改めて紹介する趣旨を部分的に含んでいる。

<sup>(23)</sup> 以下の整理に当たって参照した、個別のテーマに関する論文等を除いた教科書・体系書類として、P.-M. Le Corre, *Droit et pratique des procédures collectives (2023/2024)*, 12<sup>e</sup> éd., 2022 ; F.-X. LUCAS, *Manuel de droit de la faillite*, 4<sup>e</sup> éd., 2022 ; F. PEROCHON avec le concours de M. LAROCHE et al., *Entreprises en difficulté*, 11<sup>e</sup> éd., 2022 ; Ph. PETEL, *Procédures collectives* (Cours Dalloz), 11<sup>e</sup> éd., 2023 ; C. SAINT-ALARY-HOUIN et al., *Droit des entreprises en difficulté* (DOMAT), 13<sup>e</sup> éd., 2022 ; C. SAINT-ALARY-HOUIN et M.-H. MONSERIE-BON, *Prévention et traitement amiable des difficultés des entreprises*, 2018 がある。

## 1. フランス倒産処理制度の全体像

2005年法以降のフランス法は、手続の種類が日本法におけるものと比べるとやや多くなっており、我が国における法的整理に相当する手続が主として3種類あり、合意に基づく倒産処理を担うものが2種類ある。

3つの法的整理<sup>(24)</sup>は、清算型手続が1つ、再建型手続が2つである。本稿が関心を寄せる再建型手続のみを見ておくと<sup>(25)</sup>、裁判上の更生手続 (procédure de redressement judiciaire : art. L.631-1 et s. 以下フランス商法典の条文については、条文番号のみで記載する)と事業保護

手続 (procédure de sauvegarde : art. L.620-1 et s.)である。沿革的には、1985年法でまず裁判上の更生手続が設けられ、2005年法で事業保護手続が付け加えられるに至った。裁判上の更生手続は債務者に対してそれなりに厳しい措置をかけていた為に早期に手続に入るインセンティブに乏しいという問題を抱えており、これを解消すべく事業保護手続は債務者に対する相対的に寛大な措置(主として、債務者の自律的な事業継続権の保障<sup>(26)</sup>)を規定することで、債務者が積極的に、早期に手続を利用する環境整備を行った<sup>(27)</sup>。

合意に基づく倒産処理についても、一旦

(24) 法的整理という日本語に訳語の上で対応するフランス語を特定するのはやや困難を伴う。フランスにおいて、合意に基づく手続とそれ以外の手続を対比する場合、光の当て方に依拠していくつかの表現が現れる (N. BORG, *La conciliation, une procédure collective comme les autres ?*, *BJE mai-juin 2018*, 115v8(p.165))。例えば、裁判所の判断に基づく処理 (procédures judiciaires) と合意に基づく処理 (procédures amiables) を区別したり (後者を« non judiciaires »と表現するものもある。SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 323)、企業の困難を予防するもの (procédures préventives) と発生した困難を治癒するもの (procédures curatives) を区別することがある。これらに加えて集団的手続 (procédures collectives) という表現があり、おそらくこれが我が国における法的整理と対応しそうな最も一般的な表現である (例えば、LUCAS, *supra* note 23)。「集団的」というのは、債務者の積極財産及び消極財産全体を対象とすることに着目した表現である (これは patrimoine の概念が指し示すものと重なる。patrimoine 概念を論じる近時の邦語研究として、瀬戸口祐基「共同担保概念の民法上の意義——フランスにおける資産 (patrimoine) 概念をめぐる議論を通じた考察 (1) ~ (6・完)」法協 135 卷 1 号 1 頁、3 号 403 頁、5 号 1030 頁、7 号 1599 頁、9 号 2097 頁、11 号 2551 頁 (全て 2018)、小峯庸平『責任財産の分割と移転』(商事法務、2020))。伝統的にはこれら 3 つの視点は不即不離のものであり、①裁判所の判断に基づいて困難を治癒する集団的な手続 (= 本稿の言う法的整理) と、②合意に基づいて困難を予防する必ずしも集団的でない手続 (= 本稿の言う合意に基づく手続) という 2 系統の手続が想定されてきた (BORG, *op.cit.*)。もっとも、3 つの視点いずれについても近時はこのような単純な整理を法定法が許さなくなっている (例えば、事業保護手続は合意に基づく手続ではないが支払停止でない債務者を想定する点で予防的な手続であるし、明らかに合意に基づく勧解手続が支払停止の予防のみならず治癒にも用いられる (PEROCHON, *supra* note 23, n° 169))。手続の集団性についても、積極財産 (V. D. SAHEL, *Les biens qui échappent aux procédures collectives*, 2022 ; B. FERRARRI, *Le dessaisissement du débiteur en liquidation judiciaire*, 2021 ; Loi, n° 2022-172 du 14 févr. 2022)、消極財産 (V. SAINT-ALARY-HOUIN et al., *op.cit.*, n° 967 ; F.-X. LUCAS, *Le traitement des créanciers privilégiés dans les classes de parties affectées*, *Rev. proc. coll. n° 5 sept.-oct. 2022*, n° 32 ; J. THERON, *Une procédure au service de l'anticipation : feu « la sauvegarde accélérée », vive la « sauvegarde anticipée » !*, *BJE mars-avr. 2022*, 200n5(p.51)) の両面で逸脱が増えている)。このような問題は抱えるものの、さしあたり本稿においては伝統的な整理の①に相当する、本文記載の 3 つの手続を「法的整理」と表現する。

(25) 本稿では再建型手続のみに着目することとし、清算型手続 (裁判上の清算手続 = procédure de liquidation judiciaire : art. L.640-1 et s.) については触れない。

(26) この点については、開始原因との関係で、拙稿・後掲註 60 論文 1488 頁も参照。

(27) Exposé des motifs de la loi n° 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises ; LE CORRE, *supra* note 23, n° 051.141. 困難への早期対処という問題関心は、Directive, *supra* note 13, whereas (3) and (4) にも見て取れる。

概略的にのみ確認しておく<sup>(28)</sup>。

前提として、フランスにおいては裁判所の関与しない純粋な私的整理 (*concordat amiable*) が活発であるとは言い難く、議論の対象となることも殆ど見受けられない。一般に、このような試みは様々な理由 (債権者全員の賛同が必要である、倒産局面における債務者の交渉力が十分でない、適切な受任者や裁判所の関与を伴わないままでは債権者にとってもリスクが大きい、等) から実現が困難である<sup>(29)</sup>。結果、フランスにおいては 1985 年法下から、裁判所による一定程度の関与を前提とする合意による倒産処理の仕組みが発達してきた。純粋な私的整理と比較すれば裁判所の関与により合意の締結促進が図られると共に、法的整理と比較すれば迅速に、かつ手続の密行性 (*confidentialité*) を保って企業の信用毀損を防止した上で事業再建が図れる点にメリットがある<sup>(30)</sup>。

1985 年法下では<sup>(31)</sup> 合意による整理 (*règlement amiable*) という仕組みが設けられていた。もともと、この手続は必ずしも成功せず<sup>(32)</sup>、2005 年法の制定時に後継の手

続として勸解手続 (*procédure de conciliation*) が設けられるに至った (*art. L.611-4*)<sup>(33)</sup>。

勸解手続と並んで、現在のフランス法は特別受任者 (*mandat ad hoc*) という仕組みをも法定している (*art. L.611-3*)。これも債務者・債権者間の合意による倒産処理に用いられる制度である。元来は商事裁判所の実務運用として発達したもの<sup>(34)</sup>であり、2005 年法によって立法に取り入れられ、多大な柔軟性を残しながらも若干の実定法上の規律を得るに至っている。

各手続の利用状況について見ておけば<sup>(35)</sup>、2022 年における手続申立件数は、特別受任者選任申立てが 2987 件、勸解手続開始申立てが 2958 件、事業保護手続開始申立てが 1446 件である。後に触れる通り、これらの手続は主に支払停止前の債務者を対象とする、債務者自身の申立てにかかるものであり、こうした段階における債務者の選択の様子を示すものと言えよう。covid-19 の影響もあってか、件数は全体的に増加傾向にある<sup>(36)</sup>。但し、支払停止下で行われる裁判上の更生手続が 1 万件前後、裁判上の清算

<sup>(28)</sup> なお、以下で対象とするもの以前の段階として、倒産の兆候やその発生をより早期に発見する為の商法上の仕組み (*procédures d'alerte*) も発達している (*art. L.234-1 et s. ; art. L.611-2. LUCAS, supra note 23, n° 11* が簡易な概観として有益である。See also Directive, *supra note 13, whereas (22) and art. 3*) が、本稿では立ち入らない。

<sup>(29)</sup> PETEL, *supra note 23, n° 24* ; LUCAS, *supra note 23, n° 13*。また、PEROCHON, *supra note 23, n° 166* は、支払停止下でこれが行われることには詐害や債権者平等侵害の危険があるとする。

<sup>(30)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra note 23, n° 323 et 332*

<sup>(31)</sup> なお、フランスにおいては、一定の資格ある債務者に猶予を与えるという仕組みがかなり古くから発達してきたことが伺える (アンシャン・レジーム下について LUCAS, *supra note 23, n° 13*)。また、SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra note 23, n° 333* によれば、近代に入ってからも、戦争といった出来事をきっかけとして合意に基づく倒産処理の一時的な機能強化が図られることは珍しくなかったようである。

<sup>(32)</sup> LUCAS, *supra note 23, n° 15*。

<sup>(33)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra note 23, n° 332*。

<sup>(34)</sup> 仮管財人 (*administrateur provisoire*) とも呼ばれていた (SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra note 23, n° 324*)。administrateur の訳語については、後註 67 参照。

<sup>(35)</sup> *Références statistiques justice éd. 2023*, pp.83 et s. 以下、この統計資料は *RSJ* と略記する。

<sup>(36)</sup> 2006 年から 2021 年の統計をまとめたものとして、SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra note 23, p.191*(*procédures amiables*) et *p.245*(*procédure de sauvegarde*)があり、それを見る限り、2005 年法制定直後と比較して特別受任者や勸解手続はその件数を 3 倍ほどに

手続の件数が 3 万件前後の圧倒的多数に上る為、先述の 3 つの手続の件数は倒産手続全体から見れば割合として多いわけではない。特筆に値するものとして、勸解手続において合意の締結に漕ぎ着けた数も判明しており、2022 年を含め全体の半数以上である<sup>(37)</sup>。若干年によってバラつきもあるように見受けられるが、合意締結率の高い年(2020 年)では 7 割を超えていた時期もあるようである。これは非常に高い比率だと評価されており、フランス法が様々な場面で勸解手続に期待をかける要因の 1 つともなっているようである<sup>(38)</sup>。

## 2. 合意に基づく倒産処理手続——特別受任者および勸解手続

### (1) 総説

#### (ア) 手続の目的と基本構造

特別受任者と勸解手続は、前者がより柔軟な手続であり<sup>(39)</sup>、実定法上の規律密度が低いという特徴を有するが、手続の基本的な目的や構造は大きくは変わらない<sup>(40)</sup>。規定の適用関係としても、特別受任者に固有の規定は冒頭規定である art. L.611-3 の 1 箇条のみであり、残る規定は双方の制度に適

用されるものと、勸解手続のみに適用されるものに分かれる。

いずれの手続も、裁判所長が債務者・債権者間の合意締結を補助する役職である特別受任者 (mandataire ad hoc) あるいは勸解人 (conciliateur) を選任し、当該合意の成立を目的として進行する (特別受任者につき、art. L.611-3 ; 勸解手続につき、art. L.611-7)。

実務上、両者は並列的な関係というよりも、多くのケースでは勸解手続に入る前により柔軟な特別受任者の設置が先行していることが多い<sup>(41)</sup>。勸解手続は期間が限られていること (後述(2)(イ)) からその準備が必要である場合に後者を一旦経由することが原因の 1 つである<sup>(42)</sup>が、後者では合意成立が必ずしも見込めない場合により積極的な裁判所の関与を必要とする場合にも前者は有用である。例えば、裁判所は勸解手続中の債務者の状況については多様な情報収集権限を持つ (art. L.611-6 al.5)<sup>(43)</sup>。

但し、勸解手続における裁判所の関与も、手続の目的やメリットを損ねない範囲に限定されている。前身制度としての合意による整理手続は、改正の結果、法的整理により近い仕組みを有していたものの<sup>(44)</sup>、2005 年法

伸ばしている。

<sup>(37)</sup> なお、ごく近時のデータに関しては後掲註 73 の通り、coivid-19 対応として手続期間を延ばすことが許容されていた時期が存在しており、平時であれば合意の成立の見込みがなさそうな債務者もが手続を利用していたことが推察される。もっとも、*RSJ, op. cit., p.85* を見る限り、手続を長く続ければその分合意の成立率が高くなったとは単純には言えなさそうであり、合意の成立件数は微増にとどまったのに対して、合意の不成立件数が非常に多くなったようである。

<sup>(38)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 167. 合意締結後の牽連破産率は約 30%で、低く抑えられているとされる (PEROCHON, *supra* note 23, n° 381. 但し、筆者は原データ未見)。

<sup>(39)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 324. こうした柔軟性をも背景に、実務上この仕組みは多大な成功を収めているとも評される (n° 331)。

<sup>(40)</sup> V. LUCAS, *supra* note 23, n° 15 et 25.

<sup>(41)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 519 ; SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 331.

<sup>(42)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 258.

<sup>(43)</sup> 情報収集先は、債務者の監査役や社員のみならず、行政機関や金融機関にまで及ぶ。V. SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 345.

<sup>(44)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 332 においては、債権者の個別的権利行使の禁止命令の仕組みを取り入れたことと、合意の認可が必要的であったことの 2 点が

が勧解手続を設ける際、一旦この方向性は放棄された<sup>(45)</sup>。もっとも、その後、2014年オールドナンス、*covid-19*に対応する為の時限付き規定を中心とする2020年各オールドナンス、その一部を永続化させる2021年オールドナンスによって<sup>(46)</sup>、勧解手続はより実定法及び裁判所の関与の厚い形へと変容を被ることとなった<sup>(47)</sup>。

### (イ) 手続の密行性

以後の規律全体を通じて前提となる為、予め確認しておけば、この種の手続の円滑な遂行には手続の密行性が不可欠であり、密行性が確保されていることがフランスにおいて合意に基づく手続が歓迎される重要な要因となっている<sup>(48)</sup>。前提として、これらの手続における合意は、債務者が一定範囲の債権者を対象としてその締結を試みる

ものである<sup>(49)</sup>。その上で、特別受任者の選任や勧解手続の開始裁判は、手続参加者(債務者及び債権者が合意締結を試みる相手方)以外には、基本的に通知されることはない<sup>(50)</sup>。これは全債権者を必然的に対象とする法的整理において公示<sup>(51)</sup>がなされなければならないことと対照的な規律であり<sup>(52)</sup>、合意に基づく手続の特徴の1つとなっている。

勧解手続には若干の例外があり、検察官に手続の開始が通知される(*art. L.611-6 al.3*)。支払停止から45日以上経過している債務者には後述の通り法的整理を強制しなければならないことから、公益代表者としての検察官による開始決定に対する控訴権の発動<sup>(53)</sup>(*art. L.611-6 al.3*)の為のものである。このように、手続の要所において検察官の関与による運用の適正化が想定されるのが勧解手続の特別受任者に対する特徴<sup>(54)</sup>の1つである。

取り上げられている。

<sup>(45)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 332.

<sup>(46)</sup> 2020年の各オールドナンスにて導入された仕組みを永続化ないし強化することの是非については、2020年体制下で若干の議論があった(J. THERON et al., *La prévention, BJE janv.-févr. 2021*, 118k4(p.57))。

<sup>(47)</sup> このことを指して、勧解手続が法的整理に接近しつつあることがしばしば指摘される(BORGA, *supra* note 24; SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 332)。もっとも、依然として、勧解手続があくまで合意に基づく手続である点で法的整理とは区別されることには変わりはない(SAINT-ALARY-HOUIN et al., *op. cit.*)。むしろ過度の法的整理への接近によってそうした本質的性質を失わせる可能性に対しては、慎重な態度が示される場合がある(後掲註187諸文献も参照)。

<sup>(48)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 15; SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 326; PÉROCHON, *supra* note 23, n° 185.

<sup>(49)</sup> 条文上、「主要な(principaux)」(*art. L.611-7*)という修飾が付されているのは、相手方が全債権者である必要がないことを意味する(SAINT-ALARY-HOUIN et MONSÈRIÉ-BON, *supra* note 23, n° 594)。Art. R.611-22 2°も、申立てに際して主要な債権者のリストを添付書面として要求する。

<sup>(50)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 521.

<sup>(51)</sup> フランス法における法的整理の公示は、3つの方法がセットで行われる。すなわち、①裁判所書記官(*greffier*)による商業登記簿又は会社登記簿への記載、②民事・商事公告官報(*bulletin officiel des annonces civiles et commerciales : BODACC*)への公告、③債務者所在地の法律公告誌(*journal d'annonces légales*)への公告である(SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 488)。

<sup>(52)</sup> 公示の有無は、しばしば手続の影響を受ける債権者が限定されるか否かと結びつけられる(PETEL, *supra* note 23, n° 22; THERON et al., *supra* note 46, p.60。後註90に対応する本文も参照)。LUCAS, *supra* note 23, n° 15も同様の指摘を含むが、法的整理は性質上(*à sa nature*)も公示が必要であることを示唆しており、ニュアンスに富む。

<sup>(53)</sup> 一部の裁判所においては事前に検察官の意見聴取を行う例もある(LUCAS, *supra* note 23, n° 28)。

<sup>(54)</sup> なお、こうした特徴は法的整理にも見られる。前提として、商人等の倒産事件は経済

さらに、いずれの手続にも共通して、手続参加者や職務上手続を知った者には秘密保持義務 (*obligation de confidentialité*) が課せられる (art. L.611-15)。これにより、手続進行上必要最小限の範囲にしか手続の開始は知られることがない。手続当事者<sup>(55)</sup>、特別受任者・勧解人に加え、破毀院は手続外の第三者、例えば報道関係者<sup>(56)</sup>にも及ぶ強力な義務と解している。

## (2) 手続の開始

### (ア) 手続の開始要件

手続の開始要件については、勧解手続から見ておく。

勧解手続の開始申立権は債務者のみが有し (art. L.611-6 al.1)、債権者や検察官には申立権がない。実体的要件として、債務者について困難が現に存在するか予測され、かつ支払停止が不存在か発生後 45 日以内であることが必要である (art. L.611-6 al.1)。前者の困難要件は、後述の事業保護手続の要件と比較して困難の程度が大きいことが

強くは求められない点に特徴があり<sup>(57)</sup>、手続が早期に開始されるよう図られている。後者について、支払停止はここでは消極的要件であり、発生して 45 日以上経過しているならば後述の通り法的整理、具体的には裁判上の更生手続<sup>(58)</sup>を開始すべきであるから、勧解手続は利用できない。

特別受任者に関しては、前述の通り柔軟性が特徴となっており、債務者の申立てが必要であることを除けば (art. L.611-3)、開始要件も実定法上は存在していない。もっとも、支払停止の不存在を要求するのが学説上は通説であるとされる<sup>(59)</sup>。

これらの規律は、法的整理の要件と比較することでその意義をよりよく理解することが可能である。まず、裁判上の更生手続——再建型法的整理の内、より厳格な手続——は、債務者の支払停止を要件とする (art. L.631-1)。支払停止は、債務者が「処分可能な積極財産でもって請求可能な消極財産を弁済不可能である」とことと定義されており (art. L.631-1)、我が国における支払不能に比較的近い概念である<sup>(60)</sup>。この場合、

---

界から選任される非法律家裁判官によって構成される商事裁判所が管轄を有し (art. L.611-3, L.611-4 et L.621-2)、それ故に法律家 (検察官) による法的判断の適正確保が必要となる。もっとも、特に勧解手続については、検察官の関与を公益的観点から拡充するか、債務者の手続利用意欲を減衰させないよう関与を制限するか争いもある (SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 346 に詳しい)。

<sup>(55)</sup> Cass. com., 5 oct. 2022, n° 21-13.108.

<sup>(56)</sup> Cass. com., 15 déc. 2015, n° 14-11.500 ; Cass. com., 13 juin 2019, n° 18-10.688. 情報に秘密保持を上回るような公益的価値が認められない限り (これは極めて狭い例外であることにつき、LUCAS, *supra* note 23, n°21)、報道の自由は制限される。

<sup>(57)</sup> 但し、困難の程度が小さすぎれば、手続の必要は認められないばかりか有害であり (PEROCHON, *supra* note 23, n° 220)、裁判所長が不必要な手続の開始申立てを退ける広汎な裁量を持つことも指摘される (SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 503 et 516, SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 346 ; PEROCHON, *supra* note 23, n° 238)。

<sup>(58)</sup> 再建の見込みが明らかになくなっている場合には裁判上の清算手続となる (art. L.640-1)。

<sup>(59)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 325 ; PEROCHON, *supra* note 23, n° 178. 議論の前提として、支払停止下における後述の法的整理申立義務がある。反対説として LUCAS, *supra* note 23, n° 46 があり、せいぜい裁判所による他の手続の申立勧誘や申立棄却の考慮要素となるに過ぎないとする。逆に同書は、勧解手続同様の困難要件を手続の同質性から要求している (LUCAS, *supra* note 23, n° 45)。

<sup>(60)</sup> フランスにおける支払停止概念については、拙稿「支払不能概念の構造とその機能についての一視角 (4)」法協 136 号 6 号 1480 頁 (2019) 参照。また、前掲註 12 報告書は端的に、これを「支払不能」と翻訳している。

債務者は申立てが可能であるのみならず、申立義務をも負い、支払停止から 45 日以内に勧解手続の申立てをしないならば裁判上の更生手続の申立てをしなければならない(art. L.631-4 et L.653-8 al.3)。さらに、債務者自身が申立てをしなくとも、債権者又は検察官<sup>(61)</sup>によっても開始申立てが可能である(art. L.631-5)。かくして、支払停止から 45 日は債権者や検察官の法的整理申立てと債務者による勧解手続の申立てが競合し得る為、勧解手続が開始すると法的整理の開始はできなくなるとの調整規定が存在する(art. L.631-5 al.1 et al.2)。

対照的に、事業保護手続は支払停止の不存在を要件の 1 つとし、手続の開始申立ても債務者にのみ認められる(art. L.620-1)。これは合意に基づく手続が利用できる場合と大きな隔たりがないことを意味し、特別受任者・勧解・事業保護は支払停止前の債務者が事業再生の為に採り得る選択肢として機能することになる。但し、事業保護手続には積極的な要件として「克服不能な困難」(*difficulté insurmontable*)が存在す

ることも要求されている(art. L.620-1)。「克服不能」というのは(これが再建型手続である以上当然であるが)自力での克服不能を意味するに過ぎないが<sup>(62)</sup>、そうした程度の克服不能性すら要求していない勧解手続との間では、債務者の選択肢として若干ではあるがグラデーションが付けられている<sup>(63)</sup>。

#### (イ) 手続機関(特別受任者・勧解人)とその任務

手続の開始時に、特別受任者や勧解人といった手続機関が選任される。

その任務範囲の確定については債務者の同意を得た手続開始機関による、事案毎の裁量行使が予定されているが<sup>(64)</sup>、基本的には債務者と取引相手間の合意締結の促進を任務内容とすることになる<sup>(65)</sup>。その意味合いとして特に重要なのが、これらの手続機関は債務者に代わって、あるいは債務者と共同で事業を遂行する権限を持つことはないことである<sup>(66)</sup>。対比的に触れておけば、法的整理において選任される管財人(債務者

(61) フランスにおける検察官の申立権は、実質的には国家のイニシアティブで一定の仕組みを動かす為に用いられる。これを裁判官の職権で行うことを認めれば裁判官の中立性に反し違憲である(Cons. const., 7 déc. 2012, n° 2012-286 QPC) ことがこうした運用の背景にある(LUCAS, *supra* note 23, n° 147)。これが表れている規定として、裁判所長から検察官への情報提供を定める条文(art. L.631-3-1)がある。勧解手続が開始要件を満たさない場合に、検察官に支払停止の発生を通知し、検察官による法的整理の申立ての便宜を図る見解もある(SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 515)。

(62) LUCAS, *supra* note 23, n° 103.

(63) 事業保護手続を申し立てられたが困難の程度が相応でない場合には、勧解手続の利用を裁判所が促すこととなっている(art.L.621-1 al.3)。

(64) LUCAS, *supra* note 23, n° 21.

(65) SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 329. 2014 年改正以後、後の裁判上の更生手続を利用した事業譲渡の準備(*prepack cession*)も合意に基づく手続の枠内で行われている。前提として、フランスにおいては事業譲渡の位置付けが我が国と異なっており、裁判上の更生手続にまで至らなければ事業全体の譲渡は許容されない(財産管理権限を完全に持つ段階の(*in bonis*な)債務者については、同意なくして事業譲渡は成立し得ない。LUCAS, *supra* note 23, n° 49)。支払停止前は債務者の元に事業を残すことを前提とする為である。したがって、この場合の合意に基づく手続は、合意ではなく交渉のみを目的として行われる。近時フランスにおいてこうした運用は興味深い議論を多数生んでいるが、本稿はこれ以上立ち入らない。

(66) LUCAS, *supra* note 23, n° 15 ; SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 349. 但し、支払停止下での勧解手続につき、債務者の意思反映を後退させるべきとする見解もある(L. SAUTONIE-LAGUIONIE, Pour une dualité de la procédure de conciliation, *Mél. en l'honneur de Jean-Luc Vallens*, 2017, p.231, not. pp.236 et s.)。この理解は、債務者の

側管財人: *administrateur judiciaire*<sup>(67)</sup> は、手続毎に多少のグラデーションを持ちつつも<sup>(68)</sup>実際に債務者の業務遂行に参画することも想定される。また、法的整理においては、我が国では債務者の財産管理と共に管財人に期待されることの債権者の利益保護の役割は、別途債権者側管財人 (*mandataire judiciaire*) に担わされることになるが、合意に基づく手続においてはこうした役割分化は想定されていない。

手続機関の選任手続について特別受任者と勧解人に共通の規律がある。つまり、フランスにおける合意に基づく手続における裁判所の関与はミニマムにはこの部分においてなされていることになる<sup>(69)</sup>。多くの場合、法的整理における債務者側管財人資格者から選任されることが多い<sup>(70)</sup>が、そうした一般的資格とは別に、当該手続との関係で利

益相反関係にある者の選任を妨げる規律が置かれる (*art. L.611-13*)。加えて、報酬についても相当詳細な規律が置かれており、手続開始の段階で裁判所の決定及び不服申立てを介して報酬基準が確定される他、手続で得られた債務放棄と連動する報酬が禁じられる (*art. L.611-14*)。こうしたルールを持つことは、以後の処理において主たる役割を果たすことになる手続機関に、中立的な第三者をあてることを選任基準面と報酬面から保証することにある<sup>(71)</sup>。但し、誰を選任するかという点について、債務者の提案権がある点には注意を要する (特別受任者につき、*art. L.611-3 al.1* ; 勧解人につき、*art. L.611-6 al.4*)<sup>(72)</sup>。

特別受任者と勧解手続の相違点として、手続機関の任務期間、つまり手続期間がある。すなわち、勧解手続は原則 4 ヶ月、延長

---

意思が支払停止下では尊重されないという基本理解 (拙稿・前掲註 60 論文参照) からは素直な理解とも思われるが、他方で、現状のフランス法は勧解手続に関しては支払停止から 45 日以内は支払停止不存在と同視する制度設計になっていると見ることもできようが (フランス法は、支払停止の存否、債務者の自由な財産管理の保障の有無、特定の手続への服従を理論的に関連付けているものの、実定法上はいくつかの例外事象がある。F. PEROCHON et Ph. ROUSSEL GALLE, *Être ou ne pas être in bonis ...*, *Mél. en l'honneur de Jean-Luc Vallens*, 2017, p.133)。

<sup>(67)</sup> 司法管理人とも訳される (この役職を含めたフランス倒産処理手続における各種専門職については、杉本和士「フランス企業倒産手続を担う専門職——司法管理人及び司法受任者」佐藤鉄男・中西正編著『倒産処理プレーヤーの役割——担い手の理論家とグローバル化への試み』(民事法研究会、2017) 445 頁参照)。本文においてすぐ述べるように、我が国において管財人に期待される役割 (債務者の財産管理と債権者の利益保護) は、フランスではそれぞれ別個の役職に与えられており、*administrateur* は前者の役割を担うものである。本稿は、これを前提に、日本の法律家にとって職務イメージをより喚起しやすい訳語を選択している。

<sup>(68)</sup> 事業保護手続においては債務者の行為の代置は行わない監督 (*surveillance*) の役割を果たすのが原則であるが、場合によっては債務者と共に行為に参画する補助 (*assistance*) の任務を負う (*art. L.622-1*)。裁判上の更生手続においては、債務者は管理处権の一般的な剥奪 (*dessaisissement*) を受けるわけではない (*art. L.622-3*) が、管財人の選任によってその行為を一定程度制限される (*art. L.631-12*)。すなわち、こちらでは管財人の任務は補助が原則となり、場合によってはさらに進んで、債務者を代理 (*représentation*) つまり債務者を排した業務執行権限を伴う場合がある (以上の整理については、PETEL, *supra* note 23, n° 154-15)。

<sup>(69)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 15 は、こうした裁判所による関与がなければ、債権者はたとえ内容的には同じでも与信に応じないだろうと評する。

<sup>(70)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 327 et 348.

<sup>(71)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 22 (« parfaite indépendance »)。

<sup>(72)</sup> 裁判所 (長) による提案拒絶がどの程度可能かについては、はっきりとしないところもある。PEROCHON, *supra* note 23, n° 201 et 239 は手続開始機関による拒絶の自由を説く一方、LUCAS, *supra* note 23, n° 28 はむしろ提案拒絶自体は限定的だと見ているように思われるが、手続開始機関が手続自体を開始しない権限を有する関係上、債務者と手続開始機関のパワーバランスにはなお微妙な問題が残るようである。

も1ヶ月しか認められておらず、期間が経過すれば勧解人の任務及び手続は終了する (art. L.611-6 al.2)<sup>(73)</sup>。これに対して、特別受任者には明確な限界は定められていない。但し、定期的に受任者から裁判所長への報告が行われる実務が定着しており、これによって手続の長期化防止に意が払われている<sup>(74)</sup>。

### (3) 手続中の合意促進措置

手続の進行上は、特別受任者や勧解人を選任し、その任務が設定されれば、後はこれら手続機関の補助を受けた債務者・債権者間の交渉へと委ねられることになる。その過程において、一定の実定法上の、多くは裁判所による関与を想定した仕組みを利用することで、交渉が促進されるのがこれらの手続の大きな特徴である。

前述の密行性及び秘密保持義務もその一部を成すものであるが、そうした合意に基づく手続特有のものに加え、法的整理類似の仕組みを借用することによる合意の促進が図られている。両手続共通のものもあるが、特に勧解手続において顕著である<sup>(75)</sup>。

### (ア) 両手続共通の規律——契約条項の無効化

まず、特別受任者にも適用される規律として、契約の無効化に関する特則がある。すなわち、これらの手続の開始や開始申立ての事実のみによって、「債務者の権利を縮減し又は義務を増加させることによって継続中の契約の履行条件を変更する全ての条項」が手続との関係で存在を否定される (L.611-16 al.1)<sup>(76)</sup>。例えば、我が国で言うところの期限の利益喪失条項や代金増額条項といったものが含まれる他、(やや文言解釈上は議論もあるようであるが) 倒産解除条項に相当するものも無効化の対象となると解される<sup>(77)</sup>。

もっとも、特別受任者にも適用される交渉促進の為の特別の規律というのはこれに限られる。他方、勧解手続には、以下述べるようにこれ以外にもいくつか固有の仕組みが備わっており、より積極的に合意の成立の促進が図られている<sup>(78)</sup>。

### (イ) 勧解手続固有の規律——個別的権利行使の実質的一時停止

勧解手続固有に設けられている仕組みは複数あり、その全てを本稿で紹介することは

<sup>(73)</sup> covid-19 期には、合意の成立可能性を高める為に一時的に手続期間を延ばした (2020年3月オールドナンス art.1 II、同11月オールドナンス art.1) が、2021年オールドナンスにおいては採用されなかった (なお、条件付きでこの扱いの一般化を提案していたものとして、THERON et al., *supra* note 46, pp.58 et s.)。逆に、SAUTONIE-LAGUIONIE, *supra* note 66, p236 は、支払停止下 (45日以内) の債務者については、その意思を手続に反映させる必要がないとの理解を前提に、手続期間をより短縮し勧解人による迅速な進行が望ましいとする。

<sup>(74)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 328. そもそも、事柄の性質上長期化が歓迎されるわけではない (LUCAS, *supra* note 23, n° 48)。

<sup>(75)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 168 は、これを「合意の裁判化 (« judiciarisation de l'amiable »)」と表現する。V. aussi BORGA, *supra* note 24.

<sup>(76)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 172. また、art. L.611-16 al.2 において、交渉相手方たる債権者の弁護士報酬等 (honoraires du conseil) を債務者側に転嫁する条項 (フランスにおいてはこのような条項が実務上しばしば用いられていた) も効力を認められない。

<sup>(77)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 354.

<sup>(78)</sup> 両手続の差異をここに見出すものとして、LUCAS, *supra* note 23, n° 51.

断念せざるを得ないが<sup>(79)</sup>、興味深いものとして債権者の権利行使の一時停止を可能とする規律がある(art. L.611-7 al.5)<sup>(80)</sup>。

同条を用いることで、債権者による訴追や執行があった場合や、勧解に呼び出されたがこれを拒絶する債権者が現れた場合、裁判所が支払猶予を命じることで債権者による権利行使を阻止することができる。2つの場面は若干その守備範囲を異にし、前者(訴追債権者、執行債権者)は手続に呼び出されていない債権者による権利行使に、後者(拒絶債権者)は呼び出された債権者に対応するものである<sup>(81)</sup>。一方で一部の債権者と債務者が合意に向けて交渉をしている際に、他の債権者の権利行使によってその可能性が失われることを避けることが規定の目的である<sup>(82)</sup>。また、合意を拒絶する債権者に交渉を強制することまではできずとも、こうした規定の存在は交渉への参加を促す機能を有する<sup>(83)</sup>。

但し、これを勧解手続の特徴だという場合

には、若干の留保が必要である。この規定は、(例えば、法的整理における個別的権利行使の禁止のように)勧解手続上固有の制度を創設しているわけではなく、民法における支払猶予恵与(*délais de grâce*)の仕組み(art. 1343-5 C. civ.<sup>(84)</sup>)を利用するものである。この民法の規定は勧解手続外でも適用されるものであり、例えば特別受任者の制度下でも否定されるわけではない<sup>(85)</sup>。但し、民法のこの一般ルールはあくまで債権者からの訴追、保全措置、執行を受けて発動することが想定される上<sup>(86)</sup>、債権者の状況との比較衡量が予定される(art. 1343-5 al.1 C. civ.)。他方、勧解手続における art. L.611-7 al.5 は、この民法の文言を排除することを明文で認めており、債務者保護により特化している。

また、勧解手続における個別的権利行使の一時停止は、2005年法以前の合意による整理が設けていた一般的な個別的権利行使の禁止の仕組みとは異なり<sup>(87)</sup>、個別に

(79) 後述する認証の各種効果((4)(ア)(ii))もその一部を成す。本稿で触れるものの他には、公債権者による債権放棄(L.611-7 al.3)、債権者の与信責任の一部排除がある。V. aussi *Exposé des motifs*, *supra* note 27; SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 353 et s.

(80) この規定も、2020年各オールドナンス(特に、5月のオールドナンス art.2 III)や2021年オールドナンスによって機能強化が果たされている。それ以前の段階での同条に関するまとまった論稿として、P.-M. LE CORRE, *Les obstacles résultant des procédures collectives et du surendettement Droit des procédures collectives, Les obstacles à l'exécution forcée : permanence et évolutions*, 2009, p.53がある。

(81) V. SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 356.

(82) THERON et al., *supra* note 46, p.59; LE CORRE, *op.cit.*, n° 130.

(83) THERON et al., *supra* note 46, p.59. あくまで議論へ参加させることが指摘されるにとどまり、合意そのものの誘因とは捉えられていない。後述の迅速保護手続との関係では微妙な面もある(後註115に対応する本文参照。V. aussi *Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2021-1193 du 15 septembre 2021 portant modification du livre VI du code de commerce*)が、この制度単体では、勧解手続を離れれば権利行使がなお可能であるからであろう。

(84) 一般法については、T. MOUSSA, *Les obstacles temporels à l'exécution : délais, moratoires et prescription, Les obstacles à l'exécution forcée : permanence et évolutions*, 2009, p.33, not. n° 91 et s. 通常の場合、給付訴訟、保全のレフェレ、強制執行の一連の手続の中で裁判官に申立てがされることが想定され(MOUSSA, *op. cit.*, n°92; art. 510 CPC)、裁判所が猶予の適切性について評価裁量を持つ(SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 552)。

(85) LUCAS, *supra* note 23, n°51.

(86) MOUSSA, *supra* note 84, n° 92.

(87) SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 548. カウンターバランスとして、債務者側において一定の事業経営の自由の制約を想定するものでもあった。一般

一定の要件を満たした<sup>(88)</sup>債権者に限定して<sup>(89)</sup>、勧解手続開始裁判所の手で権利行使を停止するものである。これは、密行性と両立する点に意義がある<sup>(90)</sup>。

#### (4) 合意の成立

特別受任者や勧解人の仲介の結果、債権者・債務者間で合意 (*accord amiable*) が締結されることが、これらの手続の最終的な目標となる。内容的には、債務に関する合意 (猶予、分割弁済、放棄) と事業財産に関する合意 (財産の譲渡、新たな資金供与、社員の構成変動) が含まれる<sup>(91)</sup>、つまり一般にイメージされるような再建計画と言って良い。他方、法的整理における計画と異なり、その性質は契約であり、様式も問わず、効果も契約当事者にしか及ばない<sup>(92)</sup>。契約である以上、内容的に平等なものであることも必要条件とはならない<sup>(93)</sup>。

合意が成立した場合には、合意履行の為

の受任者 (*mandataire a l'exécution de l'accord*) に任命することで合意の履行の間なお勧解人の任務期間を延長できる他 (*art. L.611-8 III*)<sup>(94)</sup>、勧解手続における特則として、締結された合意<sup>(95)</sup>が、裁判所長による確認 (*constatation* ; *art. L.611-8 I*) や、裁判所による認証 (*homologation* ; *art. L.611-8 II*) を受けることがあり得、これにより実効性を強化することができる<sup>(96)</sup>。

#### (ア) 合意の確認 (*constatation*)

確認の方から見ていくと、裁判所長が合意を確認することにより合意に執行力が付与される (*art. L.611-8 I*)<sup>(97)</sup>。

その一番の特徴は、確認の公示が予定されない点にある。つまり、確認後も密行性は維持され、合意外の債権者あるいは債務者の周辺の者に合意の存在が周知されること

的な個別的権利行使の禁止を設ける限り、手続機関の選任といったより重度の手続的規律が必要となることを想定する *Directive, supra note 13, whereas (31)* も、類似の発想を示すものと言えよう。

<sup>(88)</sup> 勧解手続の開始と直接に権利行使の禁止を結びつけることは、開始要件そのもの及び当該要件の審査密度の面から問題が指摘される (*THERON et al., supra note 46, p.60*)。

<sup>(89)</sup> 法的整理と異なって裁判所の決定によって個別に措置がなされることは、*Rapport, supra note 83* においても強調される。一般に、個別的権利行使の停止が可能であることと、手続が合意に基づくこととの間には緊張関係がある (*V. LUCAS, supra note 23, n° 14* は、合意への拘束のみならず手続の参加もまた任意との前提を明らかにしている)。それ故に、前註 87 に対応する本文で示唆した通り、2005 年改正時に一旦一般的な個別的権利行使の禁止ルールは排除された。しかし他方で、倒産外でも認められる (民法上の) 仕組みの強化という形で個別的に猶予を命じる形にすることで、そうした緊張関係と一応の折り合いをつけているようである。

<sup>(90)</sup> *LUCAS, supra note 23, n° 31* ; *THERON et al., supra note 46, p.60*.

<sup>(91)</sup> *PETEL, supra note 23, n° 31*.

<sup>(92)</sup> *SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, supra note 23, n° 562*. 参加債権者が限定され得ることについては、前註 49 及びそれに対応する本文参照。

<sup>(93)</sup> *SAINT-ALARY-HOUIN et al., supra note 23, n° 361*.

<sup>(94)</sup> 勧解人は任務期間が限られていること (前註 73 に対応する本文を参照) が前提にある。具体的な規律は法的整理における計画履行の仕組み (*commissaire à l'exécution du plan*) と類似する (*LUCAS, supra note 23, n° 40*)。

<sup>(95)</sup> そもそも、合意が契約一般の有する拘束力を生じること大前提である (*art. 1103 C. civ.*)。

<sup>(96)</sup> これらはいくまで当事者の共同請願 (確認) や債務者の申立て (認証) に基づくものである。かつての合意による整理は自動認証と合意外債権者の権利行使停止の仕組みが存在していた (*anc. art. L.611-4 VIII*) が、2005 年法による勧解手続成立時に廃止された。

<sup>(97)</sup> 倒産手続に限らず、裁判所による勧解確認の仕組みがある (*art. 129-1 et s. CPC*)。

がなく、第三者に対して効力も生じない<sup>(98)</sup>。このように効力が限定されていても、密行性維持のメリットを享受するために敢えてこの扱いにとどめる例もある<sup>(99)</sup>。

(イ) 合意の認証 (*homologation*)

逆に、認証の裁判<sup>(100)</sup>は公示の対象となる (art. L.611-10 al.2)<sup>(101)</sup>。これ自体はデメリットではあるが、結果として認証にはさらに強力な効果が生じる。こうした強力な効果を前提に、認証は検察官や利害関係人の不服申立て (控訴、第三者故障 (*tiers opposition*)) の対象ともなる (art. L.611-10 al.2)。

(i) 支払停止不存在の対外的確定と疑わしき期間の無効 (*nullités de la période suspecte*)

まず、認証があると債務者の支払停止の不存在が確定する。

前提として、認証は債務者が支払停止でないか当該合意によってこれを脱したことを要件の1つとする (art. L.611-8 II 1°)<sup>(102)</sup>。この要件の具備が認証裁判によって確認されることにより、将来法的整理が開始した場合において、認証時点における支払停止の不存在を争うことができなくなる。

このことは、フランスにおける否認権類似の規律である疑わしき期間の無効の仕組み

と関係する。すなわち、この仕組みは、法律上列挙された一定の行為 (無償行為や偏頗行為等) が支払停止後になされたことを理由として、当該行為を無効とするものである (art. L.632-1 et s.)。こうした制度を適用する際には、債務者の支払停止日がいつであったのかを手続開始時に、あるいは事後的に確定することになるが、その支払停止日を勧解手続以前に遡らせることを認証は妨げる (art. L.631-8 al.2)。これは、特別受任者では得られないメリットである<sup>(103)</sup>。

(ii) 勧解先取特権 (*privilèges de conciliation*) の発生

さらに、認証により、勧解手続に協力した債権者に付与される先取特権が効力を生ずる。

勧解手続において、債務者に対して新たな資金供与や新たな財・サービスの供給を約した者については、当該給付にかかる債権が先取特権 (*privilèges*) を得る (art. L.611-11 al.1)。これらの給付は文字通り「新たな」ものでなければならず、従前していた給付の継続では足りない<sup>(104)</sup>。この先取特権は、後に法的整理へと移行した場合において、先取特権に従った優先弁済を受けることができることを保障し、そうした保護を与えることで債務者の交渉が奏功する可能性を高めることを狙うものである<sup>(105)</sup>。

<sup>(98)</sup> PETEL, *supra* note 23, n° 32

<sup>(99)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 567.

<sup>(100)</sup> あくまで公示の対象となるのは認証の裁判であり、合意の内容が細部まで詳らかにされるわけではない (LUCAS, *supra* note 23, n° 38)。

<sup>(101)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 572 et 574

<sup>(102)</sup> これ以外には、合意によって債務者事業の継続性が確保されること (清算を目的とするものではないこと) (art. L.611-8 II 2°)、合意外の債権者に損害を与えていないこと (art. L.611-8 II 3°) を要件とする。

<sup>(103)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 331. 特別受任者の場合には、合意の履行ができずに後に裁判上の更生や清算に至った場合に、合意に基づく行為等が効力を失うリスクを排除できないことになる。

<sup>(104)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 36.

<sup>(105)</sup> 優先順位については、art. L.622-17 et L.643-8. フランス倒産法において問題となる

もつとも、そのようにして先取特権が付与されるということは、将来債務者が破綻してしまった場合に、他の債権者の債権回収リスクが相対的に高まることになる。そこで、先取特権を合意後の新たな第三与信者に対して対抗する条件として、その与信判断の前提を整えなければならない。故に、この先取特権の付与は、裁判所がこの先取特権による被担保額を明示した上で(art. R.611-40 al.2)、公示を伴う認証がなされることが前提となる<sup>(106)</sup>。前述の控訴や第三者故障も、この公示を前提に、先取特権の発生による損害を防ぐ目的がある<sup>(107)</sup>。

実務上、認証が用いられるのは主にこの先取特権を利用するためであり<sup>(108)</sup>、認証申立権は債務者しか持たないが、実務上はその申立てを条件として新たな与信に同意する債権者が多いとされる<sup>(109)</sup>。

#### (5) 合意の失敗と迅速保護手続

これらの手続は、あくまで債権者との合意

＝契約によって事業再建を達成するものである以上、反対する債権者が現れば失敗に終わる<sup>(110)</sup>。法的整理においては、再建計画に同意しなかった債権者が現れた場合には、裁判所が計画外で一律支払猶予を命じることができる(art. L.626-18 al.4)<sup>(111)</sup>が、こうした手段は合意に基づく手続には存在しない<sup>(112)</sup>。

フランス法は、この場合の受け皿として、迅速保護手続によって、勧解手続において合意が成立しなかった計画案に、なお一定の条件下で合意拒絶債権者<sup>(113)</sup>を含めて拘束力を与える<sup>(114)</sup>。

この手続の存在を前提とすると、現在の勧解手続において、債権者は常に合意するかどうかを完全に自由に決められる存在であるとは言えない。むしろ、後にこうした手続が控えているという事実は、勧解手続における債権者の意思決定に影響を与えることが指摘されている<sup>(115)</sup>。影響を受けるのは債務者側でもあり、勧解手続の段階で十分に認可可能性のある計画案を用意することが重

---

先取特権は多岐に渡るが、再建型手続の場合であればその中でも超先取特権と呼ばれる労働債権及び手続費用 (frais de justice) に次ぐ第3順位に位置付けられており、保護は比較的厚い (PEROCHON, *supra* note 23, n° 380 は「準絶対的優先 (« priorité quasi absolue »)」と表現する)。

<sup>(106)</sup> 但し、実際にこの表示を欠いた認証裁判が下されてしまった場合に、先取特権が不成立となるのかは、法が欠缺時の効果を規定していないが故に問題となる (LUCAS, *supra* note 23, n° 36 は否定に解している)。

<sup>(107)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 575.

<sup>(108)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 617 によれば、約 65%の合意は認証の対象となっている。

<sup>(109)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 569

<sup>(110)</sup> Cass. com., 22 sept. 2015, n° 14-17.377 は、特別受任者の手続について参加債権者の提案受諾義務を否定する。LUCAS, *supra* note 23, n° 16 はその射程が勧解にも及ぶと見る。

<sup>(111)</sup> その前提につき、後掲註 118 に対応する本文を参照。なお、債権放棄は強制できない。PETEL, *supra* note 23, n° 356

<sup>(112)</sup> 2020年5月オールドナンス art.2 II において定められていた、合意拒絶債権者への権利変更命令は2021年オールドナンスにおいて永続化されなかった。

<sup>(113)</sup> 正確には、資本保有者 (détenteurs de capital ; equity holder のフランス語訳であると推察される) も強制対象に含まれるが、本稿ではまとめて「債権者等」とする。また、資本保有者については特にクラムダウンに関して特則が存在する (後註 155 参照) が、細部には踏み込まない。

<sup>(114)</sup> 通常の法的整理へ移行して、勧解手続で準備した再建計画案を実現する手法もあるが、常に全ての債権者を巻き込むことになる点で利便性に劣る (PETEL, *supra* note 23, n° 35)。

<sup>(115)</sup> Rapport, *supra* note 83 ; PETEL, *supra* note 23, n° 330 ; PEROCHON, *supra* note 23,

要だと認識されるに至っている<sup>(116)</sup>。

(ア)迅速保護手続の性質

この手続は後述の通り勧解手続中でさえあれば、全ての種類の債権者に利用可能性が開かれている<sup>(117)</sup>。この結果、法的整理では多数決が想定されない債務者であっても多数決を経た反対者の拘束可能性が生ずる。というのも、フランスの法的整理においては、債権者側管財人を通じた各債権者から再建計画について個別承諾を得ることが原則となっており (art. L.626-5 et s.)、各債権者は承諾するか否かを自由に決定することができる<sup>(118)</sup>。その例外として迅速保護手続と同様の多数決を利用する仕組みが

想定される場合もあるが、これは規模の大きい企業<sup>(119)</sup>か、債務者の求めがある場合のみである (art.L.626-29 al.1 et al.4)。

迅速保護手続は、形式的にはあくまで事業保護手続の一種である<sup>(120)</sup>。規定の適用上も、事業保護手続の規定が一部の例外 (例えば、双方未履行双務契約の解除権、動産取戻権の規定、債権届出<sup>(121)</sup>、財産目録の作成<sup>(122)</sup>等)を除いて準用される (art. L.628-1 al.1)<sup>(123)</sup>。ここでも公益代表者としての検察官による関与が想定される<sup>(124)</sup>。手続開始要件としての支払停止不存在は、勧解手続が適法に (支払停止 45 日以内に) 申し立てられているのであれば適用されない (art. L.628-1 al.5)<sup>(125)</sup>。

この手続はあくまで勧解不調の受け皿で

n° 656.

<sup>(116)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 13.

<sup>(117)</sup> 以前は、一定規模以上の債務者に限定してその利用が認められていた (anc. art. L.628-1 al.4) が、2021 年のオルドナンスによってこの条件は完全に廃止された。その背景は、EU 指令の要請 (組分けによる多数決を前提とする仕組み) を満たす手続が全ての債務者によるアクセスを認めることが要請されていたことにある (Directive, *supra* note 13, art. 4, art.9.4 and whereas (27) ; Rapport, *supra* note 89)。

<sup>(118)</sup> こちらの場には、最終的には非承諾者について裁判所が一律の支払猶予命令を下したり、承諾者について権利変更をパターンリスティックに限定する権限が残される (art. L.626-18 al.1 et al.4) 点で、組分けがなされる場合と大きく異なる。

<sup>(119)</sup> 大規模要件の具体的基準については art. R.626-52. 手続開始日において「従業員 250 人かつ総売上高 (chiffre d'affaire) 2000 万ユーロ」又は「総売上高 4000 万ユーロ」いずれかを満たす必要がある。Directive, *supra* note 13, whereas (45)において、中小規模の事業者について組分けを排した多数決を認める余地があったのに対し、フランス法は一方で迅速保護において事業者規模を区別しない組分けを想定し、他方でそれ以外の手続においてこうした形での例外を設けることなく一律に多数決の仕組みそのものを排除する選択をしている点は興味深い。

<sup>(120)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 953. こうした認識は、例えば統計上迅速保護も一般的な事業保護手続と同じ枠で事件数等の記録が取られていることや、欧州国際倒産手続規定の適用対象 (Regulation EU 2015/848 of the European parliament and of the council of 20 May 2015 on insolvency proceedings, art.1.1 and Annex A) に事業保護手続諸共含まれること (G. CUNIBERTI et al., *Droit européen de l'insolvabilité Règlement (UE) 2015/848 du 20 mai 2015 relatif aux procédures d'insolvabilité*, 2017, n° 36 et 62) にも現れている。

<sup>(121)</sup> Art. L.628-7.

<sup>(122)</sup> Art. L.628-3 al.2.

<sup>(123)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 960 et s..

<sup>(124)</sup> 例えば、先行する勧解手続が支払停止から 45 日以上経過していたことが発覚した場合、裁判上の更生等の申立てがなされる (art. L.628-5)。

<sup>(125)</sup> 他方、克服不能な困難要件 (本文 2(2)(ア)) は明文上適用除外規定があるわけではなく、形式的にはこの要件も適用はあるものとする文献もある (PÉROCHON, *supra* note 23, n° 644)。もっとも、この要件が故に迅速保護手続の開始が妨げられる可能性を真剣に検討するものは (上記文献を含めて) 管見の限りでは見受けられない。そもそも、勧解手続が失敗に終わった時点で「克服不能」とは言えない可能性が高そうではあるが、判然としない。

あり、勧解手続が係属中であることが必要である(art. L.628-1 al.2)。特別受任者や純粹な私的整理では足りない<sup>(126)</sup>。前述の通り、特別受任者の仕組みは勧解手続の前段階として利用されることが多く、勧解手続を経ないで迅速保護手続を直接利用する需要がフランス社会にどの程度あるのかは明らかではないが、仮にそうした需要があるとしても制度上は塞がれていることになる。迅速保護に至るまでの制度設計としては、特別受任者・勧解手続・迅速保護というのがまさに段階的に利用されることが想定されていると見るべきであろう。実際、勧解手続において十分に準備が済んでいることが迅速保護手続の前提であり、原則 2 ヶ月という短い手続期間(art. L.628-8 al.1)で計画認可が可能な、必要な債権者からの賛成を調達する見込みが立っている債務者でなければ手続を利用する資格は得られない(art. L.628-1 al.2)。したがって、形式上は全ての債務者に開かれているとはいえ、実際にこの手続が発動できる場合は限られている<sup>(127)</sup>。実際、フランスにおいて迅速救済手続が実際に行われる例はそれほど多くないと言われており<sup>(128)</sup>、2021 年改正後も件数が劇的に増加したという報告は見られない<sup>(129)</sup>。それでもなお、前述の通り勧解手続における合意締結が促進されるか

らこそ、この手続はなお存在意義を失わないのである<sup>(130)</sup>。

(イ) 迅速保護手続における計画手続  
(i) 手続参加者の範囲

迅速保護手続には計画案によって直接の影響を受ける当事者(parties affectées : art. L.626-30 I et L.628-6)のみが参加し、このような当事者のみが手続の効果を受ける。つまり、対象の計画案の内容に応じて、さらに言えば計画策定者の選択に応じて、手続当事者の範囲は変動する<sup>(131)</sup>。そして、この手続における計画提案権は債務者にのみ認められる(art. L.626-30-2 al.1)。なお、これは法的整理としての事業保護手続と共通の規律であり、逆に、裁判上の更生手続では債務者側管財人が提案主体となる(art. L.631-19 I al.2)上、各当事者に対抗的計画提案権が認められる(art. L.631-19 I al.3)。さらに言えば、ここで言う計画案とは、勧解手続において合意に至らなかったそれが想定される<sup>(132)</sup>から、債務者が勧解手続で交渉相手として選択した者が誰かによって手続参加者の範囲は枠づけられることになる<sup>(133)</sup>。多くの場合、金融機関のみをその対象とし<sup>(134)</sup>、可能な限り債務者事業の日

<sup>(126)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 956.

<sup>(127)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 300.

<sup>(128)</sup> 2021 年オールドナンスによる改正前以前の(迅速)保護手続について、SAINT-ALARY-HOUIN et MONSERIE-BON, *supra* note 23, n° 547.

<sup>(129)</sup> もっとも、統計上は事業保護手続一般と一括されている(RSJ, *supra* note 35) 為、正確な数は管見の限りでは把握できていない。

<sup>(130)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 656. LE CORRE, *supra* note 23, n° 051.141 も、手続の利用状況からすると、裁判による強制可能性を背景に勧解の防護柵(garde-fou)として機能していると分析する。

<sup>(131)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1520 et 1538.

<sup>(132)</sup> Rapport, *supra* note 83.

<sup>(133)</sup> Rapport, *supra* note 83 は、参加債権者範囲の限定を債務者にとっての選択肢(« une option ... ouverte au débiteur »)としている。なお、このような迅速保護手続の性質から、前註 24 において言及した、消極財産面での手続の集団性(collectivité)に例外が現れることになり、この手続が準集団的(« semi-collective »)手続であるとの把握を産むに至っている(Rapport, *op. cit.*)。

<sup>(134)</sup> 2021 年オールドナンスまでは、債権者集会という仕組みが用いられ(anc. art. L.626-29 et s.)、金融機関(établissements du crédit et assimilés)と主要な取引相手

常的な取引に手続が影響を与えないように運用されることになる<sup>(135)</sup>。

もともと、仮に債務者が計画案に含めようとしても、労働債権は常に被影響当事者から除外され(art. L.626-30 IV)、意思に反して計画案に拘束されることがない。EU 指令上構成国に認められた立法裁量<sup>(136)</sup>を、フランスが積極的に行使した局面の1つとされている<sup>(137)</sup>。同様に、信託担保 (fiducie-sûreté)<sup>(138)</sup>を有する債権者についても担保によってカバーされない範囲でしか被影響当事者とはならない(art. L.626-30 V)。

明文規定は欠けるものの、倒産手続上一般に、個別的権利行使の禁止が妥当しない地位にある債権者もまた、解釈上被影響当事者には当たらないとも論じられる。こうした債権者は、債務者から弁済を受ける地位を保持する以上、計画の影響を受けるとは評価できない<sup>(139)</sup>。いくつかの例があるが<sup>(140)</sup>、

目的物受戻し(retrait contre paiement)の対象となる留置権や所有権留保条項に基づく目的物の取戻し(revendication)ができる債権者がこのような立場にある<sup>(141)</sup>。

#### (ii) 組分けと計画への投票

これら当事者は、債務者側管財人の手によっていくつかの組に分けられ、これらの組において投票債権額の2/3の多数の賛成をもって当該組における計画案の採否の判断がなされる(art. L.626-30-2 al.5)<sup>(142)</sup>。この組分けには、債務者側管財人の裁量が働くことになり、事案に応じて計画への賛成が得られるような組分けを模索することが予定される(art. L.626-30 III al.7)<sup>(143)</sup>。この組分けそのものについて、受命裁判官に対する独立の不服申立てが可能である(art. L.626-30 V)。

---

(principaux fournisseurs) の2種類の債権者委員会を組成し(anc. art. L.626-30)、それぞれで多数決を取ることで各委員会に含まれる少数派債権者に計画案を強制することが可能であった。いずれの種類にも該当しない債権者(例えば、労働債権者)には、常に原則通り個別承諾ルール(前註118に対応する本文を参照)が妥当していた。これを前提に、金融債権者のみを対象とする手続として、かつてはこの委員会の内片方だけを組成する仕組みが設けられていた(sauvegarde financière accélérée)。2021年改正によって債権者委員会の仕組みは廃止された(債権者の属性ではなく、債権の性質に着目した規律へと変化した(LUCAS, *supra* note 24, n°1))が、「被影響当事者」概念を介して同様の対象債権者の限定をなし得ることを立法者も意図していた(Rapport, *supra* note 83)。

<sup>(135)</sup> PÉTEL, *supra* note 23, n° 36. See also Directive, *supra* note 13, whereas (39).

<sup>(136)</sup> Directive, *supra* note 13, art.9.4 and whereas (43).

<sup>(137)</sup> Rapport, *supra* note 83.

<sup>(138)</sup> 我が国における譲渡担保に類似する仕組みである。両者の関係については、鶴ヶ野翔麻「譲渡担保における『物権の分属』の意義(1)」法協138巻1号101頁(2021)特に131頁以下を参照。

<sup>(139)</sup> LUCAS, *supra* note 24, n° 12. 後述(b)の最大利益要件がある為、清算をはじめとする法的整理下での利益がここでも保護されるという前提があることに注意が必要である。

<sup>(140)</sup> 本文で挙げた以外に、牽連性ある債権同士の相殺が可能な者や、第三者から弁済を受ける権利を保持している者が挙がる(LUCAS, *supra* note 24, n° 14-15)。

<sup>(141)</sup> LUCAS, *supra* note 24, n° 16 et s.; PEROCHON, *supra* note 23, n° 1541. 逆に、受戻しの規律の対象外の留置権者やそもそも個別的権利行使の禁止の対象となる抵当権者、留置権を伴わない質権者は被影響当事者となる(LUCAS, *op.cit.*, n° 22)。このようにフランス倒産法においては担保権者の地位の規律が多様であるが、扱いを決する際には本文に記載したような排他性(exclusivité)を備えた担保権であるかが重要なメルクマールとなる(担保と倒産手続の関係については非常に多くの文献があるが、近時の博士論文規模の研究として、C. FAVRE-ROCHEX, *Sûretés et procédures collectives*, 2020, not. n° 206 et s. ainsi que n° 443 et s.)。

<sup>(142)</sup> 債権者以外の組につき、PÉTEL, *supra* note 23, n° 332.

<sup>(143)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1537. 組分けについてリジッドな規律を採用しないという選択は、意識的に行われている(Rapport, *supra* note 83)。

もつとも、当然のことながら組分けが完全な自由裁量でなされるわけではない。同一の組にまとめられる当事者は、経済的に十分な利益共同性 (*communauté des intérêts économiquement suffisante*) を有している必要がある (*art. L.626-30 III al.7*)。これについては明文でより具体的ないくつかの要件があり、例えば、担保権者と無担保債権者、資本保有者とそれ以外、劣後約定付債権者とそれ以外を区別することが要求されている (*art. L.626-30 III 1° à 3°*)。

(iii) 計画の認可

各組での投票を経た計画案は、裁判所による認可決定にかかる (*art. L.626-31 et L.626-32*)。この決定こそが究極的には権利変更の基礎であり、この意味で迅速保護手続は合意に基づくものではない<sup>(144)</sup>。認可要件は上記 2 箇条に分かれて規定されるが、それぞれ発動場面を若干異にする。

第 1 に、全ての組で賛成がされていてもなお適用される要件がある (*art. L.626-31*)。

内実、これはさらに 2 系統に分かれている。

まず、(ア) 反対した個別の少数者の保護を図るものとして、個別清算・事業譲渡の場合や計画不認可時に想定されるその他のより有利な解決方法よりも不利な地位を少数者に与えていないことが要求される (*art. L.626-31 al.1 4°*)<sup>(145)</sup>。最大利益 (*meilleur intérêt*)<sup>(146)</sup> 要件と言われるが、少なくとも文言を素直に受け取る限り、清算価値保障よりはやや広く、法的整理価値保障<sup>(147)</sup> のようなものが含まれているようである (但し、多くの場合計画不認可時には清算に移行する可能性が高い筈であり、それもあってか清算価値保障の問題が取り上げられることが多いようには見受けられる<sup>(148)</sup>)。さらに、どの程度まで追究するのかはさておき<sup>(149)</sup>、法的整理にとどまらないその他の代替的な処理の可能性も視野に入り得る<sup>(150)</sup>。また、この要件が存在する結果、担保権者が少なくとも清算時に保証される利益を奪われることはなくなる為、事業再建の必要を根拠に比較的容易に担保権を制約してきたフランス法の 1 つの転換点となっている<sup>(151)</sup>。例え

<sup>(144)</sup> SAINT-ALARY-HOUIN et al., *supra* note 23, n° 969.

<sup>(145)</sup> Directive, *supra* note 13, art. 2.1 (6) において、後者は “next-best-alternative scenario” と表現される。

<sup>(146)</sup> Rapport, *supra* note 83 ; Directive, *supra* note 13, art. 2.1 (6) (“best-interest-of-creditors test”) and art.10.2 (d).

<sup>(147)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1523. 特に、裁判上の更生手続において想定される債権者からの対抗的計画案が念頭に置かれる。

<sup>(148)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1522 ; LUCAS, *supra* note 24 ; FAVRE-ROCHEX, *supra* note 141, n° 443 et s.

<sup>(149)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1523-1524. EU 指令は、この場合における企業価値評価の方法について詳細な特則を置く余地を認める (See Directive, *supra* note 13, whereas (63)) が、フランス法はその全てを取り入れているわけではない (V. not. R.626-64 al.2. 必要的鑑定は手続の長期化と費用の問題から排除されている。PEROCHON, *supra* note 23, n° 1593)。

<sup>(150)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1523. これはあくまで「不認可時」に想定される代替シナリオとの比較を求めるものであり、勸解手続の反復利用に制限がある (3 ヶ月の間を開けなければならない。art. L.611-6 al.2) ことに照らすと、代替的なシナリオとして別バージョンの合意による再建計画が検討の俎上に上がる可能性は必ずしも高くはないように見受けられる。

<sup>(151)</sup> PEROCHON, *supra* note 23, n° 1529 à 1531 ; LUCAS, *supra* note 24, n° 4-5 et 29. 2021 年オールドナンスは一般に、担保の有用性 (*efficacité*) の向上という問題意識を有すると理解され (Rapport, *supra* note 83 ; F.-X. LUCAS, Les créanciers titulaires de sûretés réelles et les classes de parties affectées, *D. 2022*, p.304)、それが現れる仕組みとしてこの組分けのルールが挙げられる。

ば、前述のように、倒産手続一般において権利行使が可能な担保権者が被影響当事者とならない((i))との理解も、法が最大利益要件を介して代替的シナリオ(主として清算手続)における利益を保障していることを背景にして論じられるものである<sup>(152)</sup>。

さらに、(イ)反対債権者の有無に関わらず問題となる要件として、一連の手続の適法性、各組における債権者平等の遵守、勧解先取特権等が過剰に設定されていないことが要求される(art. L.626-31 al.1 1<sup>o</sup> à 3<sup>o</sup> et 5<sup>o</sup>)。最後の要件については、前述の勧解先取特権の仕組み((3)(イ))を念頭に、これを利用しすぎることを防止し、先取特権が発生しない形で再建が可能ならばそちらを選択しなければならないとの意味を持つ。

第2に、反対した組が登場した場合にはその組への計画の強制適用(application forcée interclasses : 反対組に対するクラムダウン(cross-class cram-down<sup>(153)</sup>))の可能性が残る(art. L.626-32)。この仕組みを動かすには、裁判上の更生手続を除き債務者の同意があること(art. L.626-32 I)、さらに一般債権者よりも上位の権利者の組を含む過半数の組が賛成しているか、清算時に弁済を受け得る債権者の組の少なくとも1つ(両者をまとめて、in money な組、と呼ばれる)が賛成している必要がある(art. L.626-32 I 2<sup>o</sup>)<sup>(154)</sup>。その上で、主として反対組についていわゆる絶対優先原則(priorité absolue = 「より下位の債権者の

組が弁済を受ける場合には、反対者は同等又は同価値の手段によって完全に履行を受けている」こと : art. L.626-32 I 3<sup>o</sup>)が守られていること等<sup>(155)</sup>が認められれば、反対する組にも計画を強制することができる。

なお、この第2類型の適用が問題となる場合も第1類型の認可要件は常に適用され、個々の反対債権者、あるいは賛成者を含めた全ての債権者に与えられるべき保護が図られることに変わりはない(art. L.626-32 al.1 I 1<sup>o</sup>)。

こうした要件の下でなされる認可決定は、当事者又は第三者の不服申立ての対象となる(art. L.661-6 I 6<sup>o</sup>)。

### III. 日本法への示唆についての若干の検討

以上に紹介したところから既に明らかであるが、フランス法は合意に基づく倒産処理の周辺において、日本法とは相当に異なった制度を構築している。それ故、そこから我が国に対する直接的な示唆を受けることは困難であるように思われるが、私的整理そのもの(1)及び近時我が国において注目の集まっている私的整理と法的整理(ないし裁判所の認可を媒介する合意挫折後の倒産処理)の関係(2)について、なおいくらかのことが読み取り得るように思われる。

以下、ごく簡単にではあるが、筆者が見て取っている事柄を述べておくこととしたい。

<sup>(152)</sup> LUCAS, *supra* note 24, n° 10 ; FAVRE-ROCHEX, *supra* note 141, n° 443 et s. 但し、信託担保には占有剥奪型(fiducie-sûreté avec dépossession)と非占有剥奪型(fiducie-sûreté sans dépossession)があり、後者は一般的な法的整理下で計画による権利変更を受けるより弱い地位に立たされている。このことと整合性を取って、art. L.626-30 Vは前者にのみ及ぶと解する立場がある(LUCAS, *supra* note 24, n° 11)。

<sup>(153)</sup> Directive, *supra* note 13, art.11.

<sup>(154)</sup> 優先権を自ら確保していた債権者等の期待保護と、こうした地位にある者による投標が計画の実効性と権利者の犠牲の合理性を示唆する、という2点から説明する見解がある(PETEL, *supra* note 23, n° 334)。

<sup>(155)</sup> 資本保有者の組が反対している場合は、より詳細な条件がある(art. L.626-32 I 5<sup>o</sup>)。が、本稿では立ち入らない。

## 1. 合意に基づく倒産処理の法的規律

### (1) 前提とする債務者の財産状態

まず、一連の議論の大前提に目を向けることが有益であるように思われる。

すなわち、フランス法における合意に基づく倒産処理手続（特別受任者及び勧解手続）は、基本的には支払停止に至っていない債務者を対象とするものである。勧解手続については支払停止から45日以内というバッファが存在するものの、支払停止からごく短期間に限られているものと言える。フランス法のこうした方向性は、2005年法以来倒産処理手続の早期申立てが重大な関心事となっており、一般に債務者にとって有利な手続であるこれらの手続<sup>(156)</sup>の利用資格を限定することで、有利な扱いを望むならば早期に手続を申し立てるよう債務者に動機付けをするものである。一般に、事業再建の成否は早期の困難の特定と対処に依存していると言えそうであり<sup>(157)</sup>、そうした認識を政策的に反映したものを見ることができよう。

そのこと自体も興味深いところはあるが、フ

ランス法においては、債務者が支払停止前ないし支払停止後短期間に手続を利用するという前提から、手続にいくつかの特徴が表れている。概して言えば、支払停止前の債務者には事業遂行について一定以上の自律性が認められるとの理論的前提の下<sup>(158)</sup>、常に排他的な手続開始申立権を持つ。さらに、合意に基づく手続そのものからは少し逸れるものの、迅速保護手続の内部において、例えば計画の策定権、反対組に対するクラムダウンの発動如何の選択権、といった一定の決定権が排他的に与えられている<sup>(159)</sup>。計画策定権は、その延長として手続参加者（被影響当事者）の範囲の決定権をも含意するところであり、理論上は問題となり得る手続内／外の債権者平等<sup>(160)</sup>の問題が（想定するシチュエーションが支払停止前、つまり債権者平等の問題が主題化されない段階であるという前提も作用していそうであるが<sup>(161)</sup>）部分的にはこうした債務者の権限に解消されているようにも見える<sup>(162)</sup>。

こうしたフランス法の状況に対して、日本法における私的整理は、必ずしも常に債務

<sup>(156)</sup> 支払停止前の法的整理である事業保護手続も同様である。

<sup>(157)</sup> 例えば、再建型手続が破産手続よりも開始原因を前倒しすること（民事再生法21条1項、会社更生法17条。旧和議法12条に対する反省と捉えられよう。深山卓也ほか『一問一答 民事再生法』（商事法務研究会、2000）7頁）は、このような認識から出たものと考えられる（山本和ほか・前掲註1書415頁〔笠井正俊〕）。See also Directive, *supra* note 13, whereas (3) and (4).

<sup>(158)</sup> 拙稿・前掲註60論文。V. aussi PEROCHON et ROUSSEL GALLE, *supra* note 66. こうした前提を共有しつつ、支払停止後45日以内の債務者の場合の債務者意思の反映を限定する理解として、SAUTONIE-LAGUIONIE, *supra* note 66.

<sup>(159)</sup> これが支払停止の有無と関連することは、本文で指摘した特徴が事業保護手続においても見られる一方、裁判上の更生では扱いが異なることにも表れている。

<sup>(160)</sup> 我が国における学説の関心事の1つである（伊藤眞・前掲註11論文、山本和・前掲註6及び註11各論文）。

<sup>(161)</sup> V. PÉROCHON, *supra* note 23, n° 166.

<sup>(162)</sup> 但し、この選択が恣意的になされ得るとまでは言い切れない。第1に、計画の認可要件を満たす為には、その選択に事業継続をもたらすだけの合理性があることが当然の前提であるし、最大利益要件をはじめとした認可要件を満たすには、一部の債権者に過度に負担をかける選択をとることはできない。第2に、フランス法は条文に表れざる当然の前提として、そもそもこの選択自体に直接の制約を觀念している可能性もある。例えばRapport, *supra* note. 83は、2021年オルドナンスによる「改正は、債務負担の性質がこれを正当化するならば、手続の効果を金融債権者のみに限定する可能性を維持している」とも述べる。但し、同報告書は「企業の金融及び経済的状態がこれを正当化する以上は」債権者の範囲の限定が可能だとする箇所もあり、なお不透明さが残る。

者が一定の財産状態——例えば支払不能や支払不能のおそれ——に至っていないことを前提としてきたわけではない。むしろ、伊藤眞教授の議論<sup>(163)</sup>は、支払不能(相殺禁止規定の適用がある状況)や支払不能のおそれ(債権者による法的整理申立てがあり得る状況)にある債務者を想定するものである。フランス法を補助線とするならば、こうした前提の下における私的整理論は、債務者が法的整理を他者から強制され得るか、債務者を含む利害関係人が債権者平等を強制され得る状況<sup>(164)</sup>下でのそれであるという特徴を有する。それ故に、法的整理との競合＝法的整理に債務者を服させることを内容とする私的整理反対債権者の権利の保障の必要性や、法的整理において妥当する債権者平等の規律の回避の許容性、といった形で申立権者の一部(債務者及び私的整理に賛同する債権者)のみの意思で法的整理の規律を回避することの正当性が問題とされてきたのであろう<sup>(165)</sup>。

この点について若干付言しておけば、支払停止に至ると勧解手続を用いない限り法的整理を利用しない自由を法が否定する(開始申立義務が発生し、公益代表者とし

ての検察官による申立てもあり得る)フランス法と異なり、日本法においては申立権を有する私的主体全員が事実上申立てをしない態度に出ている場合には、支払不能発生後でさえ、法的整理そのものあるいは法的整理において妥当する規律が適用されるとは限らない点で、前提を異にする面がある<sup>(166)</sup>。もっとも、ここで想定される当事者の選択があくまで消極的なそれ(不作為)であるとする、私的整理の進行を知らないが法的整理の開始申立権は有する者の利益保護<sup>(167)</sup>がなお問題となる余地もあろうか<sup>(168)</sup>。

また、もう1つの相違点として、フランス法は倒産処理手続の目的として債務者の事業再生を第一次的なそれとして掲げており、債権者への弁済は後景に退く面がある<sup>(169)</sup>。フランス法における債務者の決定権というのも、こうした第一次的目的に向けられた、その為の手段選択権という意味を見出し得る。他方、さしあたりは債務者の事業再建も債権者の債権回収利益から導かれるとの理解を前提とするならば<sup>(170)</sup>、極めて早期の倒産処理の実施の為に法が特別の規律——とりわけ債権者の権利を制限する内容の規律——を設けることは、却ってその目的達成の

<sup>(163)</sup> 伊藤眞・前掲註11論文。

<sup>(164)</sup> 本稿では本格的には触れられなかったが、フランスにおける我が国における否認権に相当する仕組み(疑わしき期間の無効)は支払停止を要件としていることから(*art. L.632-1 et s.*)、この概念は債権者平等を強制する意味をも担っている。

<sup>(165)</sup> フランスにおいても、PEROCHON, *supra* note 23, n° 166は、支払停止下の純粹私的整理(*concordat*)に対して、詐害や債権者平等破壊の危険があることを理由に警戒的な態度をとっている。

<sup>(166)</sup> このこと自体は、日本法が緩やかな法的整理を備えていないこと(後述(2))に照らすと、必ずしも不合理なものとは言いきれないようにも思われる。

<sup>(167)</sup> 私的整理の外部にある債権者は、当然のことながら権利変更を被らないから、その意味では直ちには利益侵害はない。もっとも、手続開始申立権がこれらの者にも与えられていることの意義を、自ら権利変更を受けてでも法的整理を利用する利益(例えば、債務者の実行しようとする事業再生計画の信頼性にかかる利益)に求めることも考えられよう。

<sup>(168)</sup> フランスにおける公示後の第三者故障(*tierce opposition*)や、公益代表者としての検察官の不服申立権は、こうした外部者の利益保護に資する面があろう(前者は第三者自らによる利益防衛を意味し、後者の場合は検察官によって代表される公益に解消される)。

<sup>(169)</sup> *Art. L.620-1 al.1.*

<sup>(170)</sup> ドイツ法がそのような傾向を有する(*Insolvenzordnung(InsO) § 1*)他、集合行為問題の解決による債権回収効率の最大化(山本和彦『倒産法入門 第6版』(有斐閣、2024)1頁以下)や債権者平等(松下淳一『民事再生法入門 第2版』(有斐閣、2014)2頁)を強調する日本法も一般的にはそのような理解に基づくものと思われる。

必要性<sup>(171)</sup>ないし手段の相当性を満たさないと評価され<sup>(172)</sup>、規律密度が下がらざるを得ない可能性も残りそうである。

## (2) 合意の促進と裁判所の関与

フランスにおける合意に基づく手続の重要な特徴として、純粋な契約としての私的整理というよりも、裁判所が一定程度関与した上での合意の締結が想定されている点を挙げることができる。特別受任者の仕組みは、受任者の選任・報酬面での規律の他は<sup>(173)</sup>、裁判所が強力に関与するわけではない。他方で、勧解手続は裁判所あるいは公益代表者としての検察官がより積極的に関与しつつ、個別的権利行使の一時停止による交渉参加の誘導や合意の認証の仕組みによる合意の安定化(先取特権の設定、支払停止不存在の確定)といった合意締結促進手段を豊富に備える。

これと対比した場合の日本法の1つの特徴は、私的整理というのが私的自治空間に、つまり債務者と債権者の交渉にほぼ完全に<sup>(174)</sup>依存していることを指摘することができよう。また、フランス法と異なり再建型法的整理にもグラデーションが付いているわけではない<sup>(175)</sup>。そうすると、我が国における倒産処理というのは、主として、純粋な私的整理と規律が完

備された法的整理という極端な2つの選択肢によって成り立っていることになる。

他面で、我が国においては私的整理が準則化しているという特徴が看取される。このことは、一方の極にある合意に基づく倒産処理が、裁判所の関与するわけではないにせよ、素朴に私的空間で行われるのとは異なる前提の下で行われていることを意味し得る。こうした準則化が私的整理における合意の促進に仕えている可能性があるのだとすると<sup>(176)</sup>、日本法に現存するこのような選択肢の持つ理論的意義を問う必要もあるように思われる。

必ずしも十分な見通しがあるわけではないが、かような準則化が合意の促進機能を果たす面があり得るにしても、それは裁判所の関与するものであるわけではないことに変わりはない。そうだとすれば、ここで問うに値するのは、裁判所が関与しなければ実現できないのはどのような手法なのか、またそうした手法が必要ないし有意義なものか、ということになる。これもフランス法やEU指令の発想を補助線とする限り、例えば個別的権利行使の一時停止に属する規律を想定する場合には、何らかの形で裁判所の判断を想定して

(171) この点については、後掲研究会における垣内秀介教授、岡成玄太教授の指摘にも負う。

(172) 当然ではあるが、フランス法あるいはEU指令においても、手続や個別的権利行使の一時停止の必要性の有無が意識され、過度な権利制約をもたらしていないかが問題となっている (THERON et al., *supra* note 46, p.60; Directive, *supra* note 13, art.6.9)。しかし、「必要性」「相当性」の内実は、手続目的が変われば変動するであろう。

(173) 但し、これらの規律は特別受任者にさえ適用されるのであるから、むしろ重要度はより高いと評価されていることになる。例えば、LUCAS, *supra* note 23, n° 15 は、債権者の合意調達にとって重要な要素と見る。

(174) 本稿では深入りできないが、我が国における若干の例外として、産業競争力強化法上の考慮規定(同法 56 条)や特定調停手続(特に、そこでの民事調停法 17 条の活用)が挙げられよう。

(175) 民事再生手続と会社更生手続は、手続対象者の面からも、想定される利用者の違い(深山ほか・前掲註 157 書 4 頁、深山卓也編著『一問一答 新会社更生法』(商事法務、2003) 16 頁)からも、フランスにおける事業保護手続と裁判上の更生手続のような意味でのグラデーションの関係を見て取ることはできない。

(176) 山本和ほか・前掲註 1 書 332 頁以下(特に、335 頁以下)[水元]。

いる<sup>(177)</sup>ことを観察することができる<sup>(178)</sup>。また、合意に基づく処理の安定化の為に、一定の事項を公権的に確定することを手段とする場合、定義上裁判所の関与は必要となりそうである<sup>(179)</sup>。さらに言えば、この安定化措置は、整理外第三者へ影響を与え得る決定を想定する場合があります、そうなると公示<sup>(180)</sup>と不服申立ての規律がセットとなりそうである<sup>(181)</sup>。公示を想定するのであれば、合意に基づく倒産処理の重大なメリットである密行性を放棄することになるから、この問題は密行性を保った処理の貫徹とその限界にも関わることになる。例えば、フランスにおける個別的権利行使の一時停止は、あくまで密行性を維持したままで可能なそれが模索されていたのであった。

## 2. 合意挫折時の受け皿手続

### (1) 受け皿手続の構成と手続規律

近時我が国においても注目が集まってい

る問題として、私的整理のいわゆる多数決化の問題がある。フランス法においても、後述の通り相当の前提の相違があることを留保しつつも、合意に基づく手続の後に一定条件で不成立に終わった計画案を裁判所が認可する仕組み(以下、「受け皿手続」と表現する)を設けていると見ることができる。

近時の我が国における議論<sup>(182)</sup>を念頭に置きつつ、ここでもフランス法の特徴をいくつか指摘しておこう。

まず、フランスにおける合意挫折後の認可を担う手続は、法的整理たる事業保護手続のいちヴァリエーションとしての迅速保護手続である。法的性質については議論もあり得るが、少なくともこの手続には事業保護手続関連規定が準用されることが実定法上予定されている。例えば、認可の前段階としての債権者からの投票に関わる手続(債権者の組分け、投票の手続)が法的整理とほぼ同様の枠組みで行われると共に、(通常は勧解人がそのまま選任されることになろう

<sup>(177)</sup> Directive, *supra* note 13, whereas (32). EU 指令上は法律上の定めを置く(逐一裁判所の決定を介在しない)という選択肢が浮上するが、そこでは何らかの手続開始決定が前提となっていることを見落とすべきではないであろう。なお、この延長に、司法機関等が不必要な権利行使停止を拒絶・停止(See also Directive, *supra* note 13, art.6.9)する権限を持ち得ることが同時に提案されている。

<sup>(178)</sup> 裁判所が関与することが必要条件であるとして、なおどのような場合にこうした措置の発動が正当化されるのか(つまり、その実体的要件)は勿論別論である。この点フランス法は、繰り返しになるが前註 169 に対応する本文で指摘した手続目的の把握を背景に、さらに民法あるいは商法において債権者への支払猶予強制そのものに一般的に緩やかな態度を取っている(本稿でも取り上げた支払猶予につき、art. 1343-5 C. civ. ; 前註 118 で言及した法的整理における猶予強制につき、art. L.626-18 al.1 et al.4 C. com.)ことから、我が国とは実体的な前提を異にする面がある(山本和・前掲註 19 論文 543 頁註 107)。また、Directive, *supra* note 13, art.6.8 は、権利行使の停止期間が短期間であることを要求するものであり、正当化の前提に個別的権利行使の停止あるいは手続そのものの期間長さの問題があり得ることを示唆する。

<sup>(179)</sup> Directive, *supra* note 13, whereas (69). 既に我が国においても、産業競争力強化法が類似のメリットを若干ではあるが享受しようとし(前註 174 参照)、その際裁判所による個別の決定を想定する。

<sup>(180)</sup> 但し、この場合における公示の目的には注意が必要そうであり、フランスにおいては当該第三者の不服申立権を確保する為の公示(こちらは、検察官のような公益代表者を立てることができれば常には必要ではない可能性がある。密行性と検察官控訴権の関係を示唆するものとして、PEROCHON, *supra* note 23, n° 228)と、当該措置の後に取引関係に入り得る第三者(勧解先取特権との関係で、前註 107 に対応する本文参照)の保護の為の公示の両面がある(こちらは、この優先権が一般先取特権として作動することに注意が必要である)。

<sup>(181)</sup> 新規融資の場合につき、Directive, *supra* note 13, whereas (48).

<sup>(182)</sup> 前掲註 8 及び註 11 各文献。

が)管財人の選任も予定される。また、興味深いところとして、勧解手続の債権者表を流用して債権届出の簡略化が予定されつつも、その後の債権確定手続(投票の口数や計画弁済の前提となる権利の確定手続)は省略が予定されていないようである。このことは、合意に基づく手続から後続手続へ繋がる一連の流れのどの部分について、とりわけ債権者に法的整理同様の手続を与える必要があるのか<sup>(183)</sup>を、手続の切り替えの点から示唆するものと言えそうである。

加えて、フランスにおける一連の措置は、勧解手続を経ることを前提とすることをも特徴として指摘することができる。すなわち、迅速保護手続は勧解手続を利用している債務者が申し立て得るのであり、それを経ない、特別受任者の選任にとどまる債務者、あるいはそもそも商法上の仕組みを全く利用していない債務者が、いきなり迅速保護手続に移行することは予定されていない。勧解手続は、合意に基づく手続の中では最も裁判所の関与による合意促進や監督の程度が厚く、あるいは公益代表者としての検察官の関与が想定されるという特徴がある。こうした手続を経て初めて受け皿手続が利用できる、ということもまた、興味深い制度設計である。フランスにおけるこのような制度設計には、特別受任者と勧解手続にグラデーションがあることを念頭に、特別受任者のみでは合意に至れない債務者が勧解手続を、さらにそれでも合意が成立しない債務者が迅速保護手続を利用する、という制度の役割分担を見出すことができるように思われる<sup>(184)</sup>。そ

うすると、フランスにおける受け皿手続は、合意に基づく倒産処理に相当の促進措置があることを前提に、それでもなお合意の実現しそうな債務者が利用することを想定するもの、ということができよう。そうすると、前述(1(2))の通りの極端な2択を想定する日本法の下で受け皿手続を構想する試みは、この点でも前提を異にする可能性がある。

## (2) 受け皿手続の存在意義と私的自治

迅速保護手続は、直接的には勧解手続限りでは成立しなかった合意を一定条件下で利害関係人に通用させる効果を有する。もっとも、フランスにおいてこうした仕組みが存在することの実際的な意義は、こうした仕組みが発動することそのものにあるようには見受けられない<sup>(185)</sup>。むしろ、しばしばこのような仕組みの存在が前段の合意に基づく手続における当事者(債権者及び債務者)の交渉・意思決定に影響を与えることが説かれ、その意味で迅速保護手続は合意の環境整備の役割を果たしていると見ることができそうである。

仮にこのような観測が一定程度の普遍性を持つのだとすると、受け皿手続の構築は、私的整理における交渉や合意の外縁ないし標準と切り離して論じることはできないと言えそうである<sup>(186)</sup>。まさにフランス法は、迅速保護手続における認可要件において、企業の再建手段を選択する際に債権者に必要以上の犠牲を払わせることがないという外縁を定めていると見ることができよう。

<sup>(183)</sup> 近時の議論の中でも、伊藤真・前掲註 11 論文の問題提起にかかる。従前の議論との関係でも、山本研・前掲註 9 報告の問題関心に通ずる。

<sup>(184)</sup> この点については、Marie-Hélène Monsérié-Bon 教授 (université Panthéon-Assas) とのやり取りに負う。

<sup>(185)</sup> 前掲註 128 及びそれに対応する本文を参照。Exposé des motifs, *supra* note 27 の時点で、立法者も裁判所の介入しない形での処理に相当程度強い期待を寄せていたことが窺える。

<sup>(186)</sup> 倒産処理に限らず、一般に、裁判所における手続あるいは法規に基づく処理と、合意(ADR)による「自由な」処理との間には一定の相互作用があると考えられよう。

さらに、フランスにおいてはしばしば、合意に基づく手続が法的整理なかんずく迅速保護手続の準備段階として認識されることも少なくはない<sup>(187)</sup>。しかし、同時に、合意に基づく手続の価値はそれにはとどまらず、それ自体としてあくまで合意に基づいて問題を解決する余地が残っていること<sup>(188)</sup>、そして債務者の信用を損ねる危険性も大きい法的整理を回避するという意味で重要性を持つことも強調される<sup>(189)</sup>。合意に基づく手続にいくつかの強力な装置(個別的権利行使の一時停止、先取特権、条項の無効化等)を導入する際にも<sup>(190)</sup>、フランスにおいては手続の合意的性質を損ねないように一定の注意が払われていることが確認できる<sup>(191)</sup>。こうしたフランスのある種の繊細さは、合意に基づく倒産処理の周辺における一定の実定法整備が私的自治空間を却って変質させる可能性を示唆するものであり、単なる合意形成の枠付け以上の問題がそこに潜んでいることを窺わせる<sup>(192)</sup>。

#### IV. おわりに

フランス法は、合意に基づく倒産処理について他にそれほど類を見ない程度に充実した仕組みを備える法制度であるように思われ、我が国における私的整理の実務的重要性と理論的蓄積の不十分さに思いを致すとき、参照に値するものであるように思われる。

もっとも、本稿における紹介から一見して明らかな通り、フランス法は倒産処理手続一般についてのものの考え方もさることながら、前提となる実体法的ルールやその基底にある凡そ一般的なある種の法意識が我が国とは相当に異なることを見落とすべきではない<sup>(193)</sup>。

また、近時のフランスにおける制度構築に際して EU からの影響を無視することはできず、本稿で扱ったテーマも例外ではない。その意味で、本来は周辺 EU 構成国等の類似の動向との比較といった作業も有益であるように思われるが<sup>(194)</sup>、本稿はこれをなし得ず、他日を期さざるを得ない。

<sup>(187)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 13 ; BORGA, *supra* note 24. これらの文献は、このことを指して「法的整理の二の間 (« antichambre d'une(des) procédure(s) collective(s) »)」と表現している。

<sup>(188)</sup> THERON et al., *supra* note 46, p.60. See Directive, *supra* note 13, whereas (10).

<sup>(189)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 13 et 16.

<sup>(190)</sup> こうした試みの多くは、法的整理から道具立てを借用する性質を有している(前註 75 及びそれに対応する本文を参照)。

<sup>(191)</sup> LUCAS, *supra* note 23, n° 20 ; THERON et al., *supra* note 46, p.60. フランスにおけるいくつかの制度構築が漸次的であるのは、こうした背景にも由来するのかもしれない。

<sup>(192)</sup> 念の為に付言しておけば、本稿は、これ故に制度構築に謙抑的であるべきだということを主張するものではない。あくまで議論に際してそのような視点と、私的整理そのものの在り方について一定の展望を獲得されている必要があることを指摘するに留まる。

<sup>(193)</sup> 夙に、山本和・前掲註 19 論文 543 頁註 107 に、かの地において我が国とは異なるメンタリティが存在するとの見立てがある。筆者もこうした感覚を共有するが、筆者としては翻って我が国特有のメンタリティないし我々の思考の背後に従来言語化されてこなかった前提がないのか、あるとしてそれはどのようなものなのか、その前提を突き放して考察する必要がないのか、になお関心を有する。もっとも、当然のことながらこの種の検討は容易なことではなく、他日を期さざるを得ない。

<sup>(194)</sup> EU 指令の国内法化との関係では、フランスとドイツ相互間での調和合意が存在することが指摘されている (Rapport, *supra* note 83)。2021 年オールドナンスによる改正に際しては、厳格な計画採否決定の仕組みをドイツからフランスへ、倒産予防の仕組みをフランスからドイツへ、それぞれ相互に取り入れる動きがあったと言われる(組分けの仕組みの来歴につき、PEROCHON, *supra* note 23, n° 1517. また、Marie-Hélène Monsérié-Bon 教授からの情報提供にもよる)。もっとも、既に我が国において紹介されているドイツ法の断章(伊藤眞・前掲註 11 論文、山本和・前掲註 11 論文)を見ると、同じ EU 指令を基にしつつも実際には両国の仕組みはそれなりに異なっていることが窺える。これは非常に興味深い現象であるように思われる。

このように本稿が甚だ不十分なものであることは自覚しつつ、これが今後の倒産法学に少しでも貢献することを祈念して一旦筆を置くこととしたい。

\* 本稿の執筆過程において、2023年12月16日、東京大学民事訴訟法研究会にて関連テーマについて報告の機会を得、参加研究者から有益なコメントを、註において言及したもの以外にも多数頂戴した。ここに記して感謝申し上げたい。

\* 本稿は、2021年9月4日から2023年9月2日にかけて universit  Panth on-Assas (パリ第2大学) に招聘の上実施した在外研究の成果の一部である。同在外研究中、同大学への受入れをご快諾いただいた Marie-H l ne Mons ri -Bon 教授をはじめとする多数の現地研究者や、同時期に現地にて研究活動を共にした複数の日本人研究者のサポートを受けることができた。この点についてもこの場を借りて感謝申し上げたい。

\* 本稿は、前項記載の在外研究に関して受けた、科研費(基盤 C: 課題番号 22K01223)、司法協会研究助成(2019年度研究助成)、東北開発記念財団海外派遣援助にかかる成果の一部である。